

第3次洲本市障害者基本計画

- ・第6期洲本市障害福祉計画
- ・第2期洲本市障害児福祉計画



令和3年3月

洲本市

【表紙中央の書】

この作品は、向所理恵さんと竹内市長との共同作品です。「ジャンボ書道 協働パフォーマンス i n 淡路島」において、縦2 m×横1mの障子紙に「夢」の一文字が力強く書かれています。

向所 理恵さん

18歳頃から、はた織り機を使用した色彩豊かな「さをり織り」を織ることに興味があり、これまでも様々な作品展に出展してきました。

2016年に友人のすすめで、ジャンボ書道クラブのボランティア活動に参加したが、ジャンボ書道との出会いでした。ジャンボ書道クラブの友人達と共にパフォーマンスアートに取り組んだり、兵庫県障害者芸術文化祭などの数々の作品展に出展したりしながら、意欲的に「さをり織り」と「ジャンボ書道」の芸術作品づくりの活動に勤しんでいます。

はじめに



本市では、平成 27 年 3 月に策定した「第 3 次洲本市障害者基本計画」において、「意思決定支援」「自己選択・自己決定」「共生」の実現に向け、障害のある人が自らの生活を主体的に一人ひとりが互いを認め合い、自分らしい暮らしを支えることのできる障害福祉の実現に向けた取組を推進してきました。

この間、国においては、障害者基本法の第 11 条に基づき、平成 30 年度からの 5 年間の計画として、「第 4 次障害者基本計画」を策定し指針を示しています。また、障害者総合支援法や児童福祉法等の改正に伴うサービスの拡充をはじめ、障害者差別解消法、障害者雇用促進法、障害者文化芸術活動推進法等、障害のある人の日常生活、社会生活等に係る法律、制度の創設や改正等が実施されています。

このような国の動向や高齢化が進む地域社会の変化等を踏まえ、これからの障害福祉の向上を図っていくために、本市の障害福祉施策に関する基本的な指針となる「第 3 次洲本市障害者基本計画」を策定しました。また、本市の障害のある人を取り巻く現状と課題を踏まえ、障害福祉施策の目標を定める「第 6 期洲本市障害福祉計画」及び「第 2 期洲本市障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

本計画では、「自分らしく 安心して暮らせる地域を ともにつくる まちづくり」を基本理念に揚げ、障害のある人への支援を総合的かつ計画的に推進していきます。

この計画に基づき、障害者やその家族等が住み慣れた地域で安心した生活を送れ、ライフステージに対応した適切な支援を受けることができるよう、取組を推進してまいりますので、市民の皆様には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言等をいただきました洲本市障害者計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、障害者団体等の関係者の皆様及び市民の皆様に心から深く感謝申し上げます。

令和3年(2021年)3 月

洲本市長 竹内通弘

目次

第1部	総論	1
第1章	計画策定にあたって	2
第2章	洲本市の障害者を取り巻く状況.....	9
第3章	計画の基本方針	39
第2部	障害者基本計画	47
分野1	安全・安心な生活環境の充実	48
分野2	情報提供と意思疎通支援の充実.....	51
分野3	防災、防犯等の推進	53
分野4	差別の解消・権利擁護の推進と障害者理解の促進.....	57
分野5	自立した生活支援の推進	60
分野6	保健・医療の充実	67
分野7	雇用・就業等の支援	73
分野8	教育、文化芸術活動・スポーツ等の充実	77
第3部	障害福祉計画 障害児福祉計画.....	81
第1章	令和5年度の数値目標.....	82
第2章	障害福祉サービスの見込量.....	90
第3章	地域生活支援事業の見込量.....	110
第4章	障害児支援サービスの見込量	118
資料編		127



第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第2章 洲本市の障害者を取り巻く状況

第3章 計画の基本方針

第1章 計画策定にあたって



1. 計画策定の趣旨・背景

我が国の障害者福祉施策においては、障害のある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成 23 年から平成 25 年にかけて、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」の施行、「障害者総合支援法」の改正等が行われ、平成 26 年 1 月、平成 18 年に国際連合が採択した「障害者権利条約」を批准することとなりました。その後も、「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正及び「発達障害者支援法」の改正が行われるなど、障害のある人を支援するための法律や制度の整備等が進められてきました。

平成 30 年 4 月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障害のある人自身が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用等を促進するための見直しが行われました。また、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられています。

平成 30 年 6 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害のある人による文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等が推進されることとなりました。障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインのまちづくりの推進等により、共生社会を実現し、障害のある人の活躍の機会を増やすことが目指されています。

洲本市（以下、「本市」という）では、平成 27 年に「第 2 次洲本市障害者基本計画」を、平成 30 年に「第 5 期洲本市障害福祉計画」「第 1 期洲本市障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび、計画期間の満了を迎えることから、国の動向や、これまでの本市の障害者福祉施策の実施状況、本市の障害のある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、「第 3 次洲本市障害者基本計画」「第 6 期洲本市障害福祉計画」「第 2 期洲本市障害児福祉計画」（以下、本計画という）を一体的に策定します。

◆近年の障害者施策にかかわる主な関連法令、計画策定の動向

年	国の主な法律・制度等	概要
平成 25 年	「障害者総合支援法」施行	障害者自立支援法を改称し、「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念の設定
	「障害者優先調達推進法」施行	国や地方公共団体等の公的機関の物品やサービスの調達等を、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを推進
	『障害者基本計画(第3次)』運用開始【計画期間:平成 25～29 年度】	
平成 26 年	改正「精神保健福祉法」施行	保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件が変更。また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに追加。
	「障害者権利条約」批准	「障害者権利条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託。平成26年2月19日より国内において効力を生じる
平成 27 年	「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)施行	原因が分からず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
平成 28 年	「障害者差別解消法」施行	障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等の明記
	改正「障害者雇用促進法」施行	雇用の分野における差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の義務化等、また、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加し、法定雇用率の引き上げ
	改正「発達障害者支援法」施行	障害者権利条約の批准を受け、「発達障害者の支援は、社会的障壁を除去することを目的とする」など、7つのポイントを規定
	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の基本理念を定め、利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
平成 30 年	改正「障害者総合支援法」一部施行	●巡回訪問等による相談・助言等を行う「自立生活援助」を新設し、地域生活支援を強化 ●就業後の相談・助言等に応じる「就労定着支援」を新設し、就労支援を強化 ●障害者の高齢化に対応するため、介護保険サービスへの移行に伴う費用負担の軽減措置を開始
	改正「児童福祉法」一部施行	●障害児へのサービス提供体制を構築するため、都道府県・市町村は新たに障害児福祉計画を策定 ●障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害児に、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」を新設 ●医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進
	『障害者基本計画(第4次)』運用開始【計画期間:平成 30～令和4年度】	
平成 31年	障害者文化芸術推進計画策定	●障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ●障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ●地域における障害者の作品等の発表や交流の促進等による住みよい地域社会の実現
令和 2年	【改正】障害者雇用促進法	●障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ●特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給

2. 計画推進にあたり踏まえるべき事項

(1) ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン

すべての人が障害の有無にかかわらず、自分らしい生活を送ることができ（ノーマライゼーション）、かつすべての人が排除されることなく包摂される社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を基本的な視点として定め、障害者施策を推進していくことが求められています。

(2) 地域共生社会の実現

国は、平成 28 年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』を設置し、その中で制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」等という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体等が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野等を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざすことを示しました。

「地域共生社会」とは、高齢者や障害のある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことをめざすものです。「地域共生社会」の実現に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりが求められています。

(3) 「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標です。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障害福祉に関する目標としては「不平等」(差別解消)や「教育」(インクルーシブ教育)、「経済成長と雇用」(障害者の雇用)等が挙げられています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取り組む必要があります。



3. 計画の位置づけ

(1)法令等の根拠

◆第3次洲本市障害者基本計画◆

「第3次洲本市障害者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標等を定めた計画です。

障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◆第6期洲本市障害福祉計画・第2期洲本市障害児福祉計画◆

「第6期洲本市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「第2期洲本市障害児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制等の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

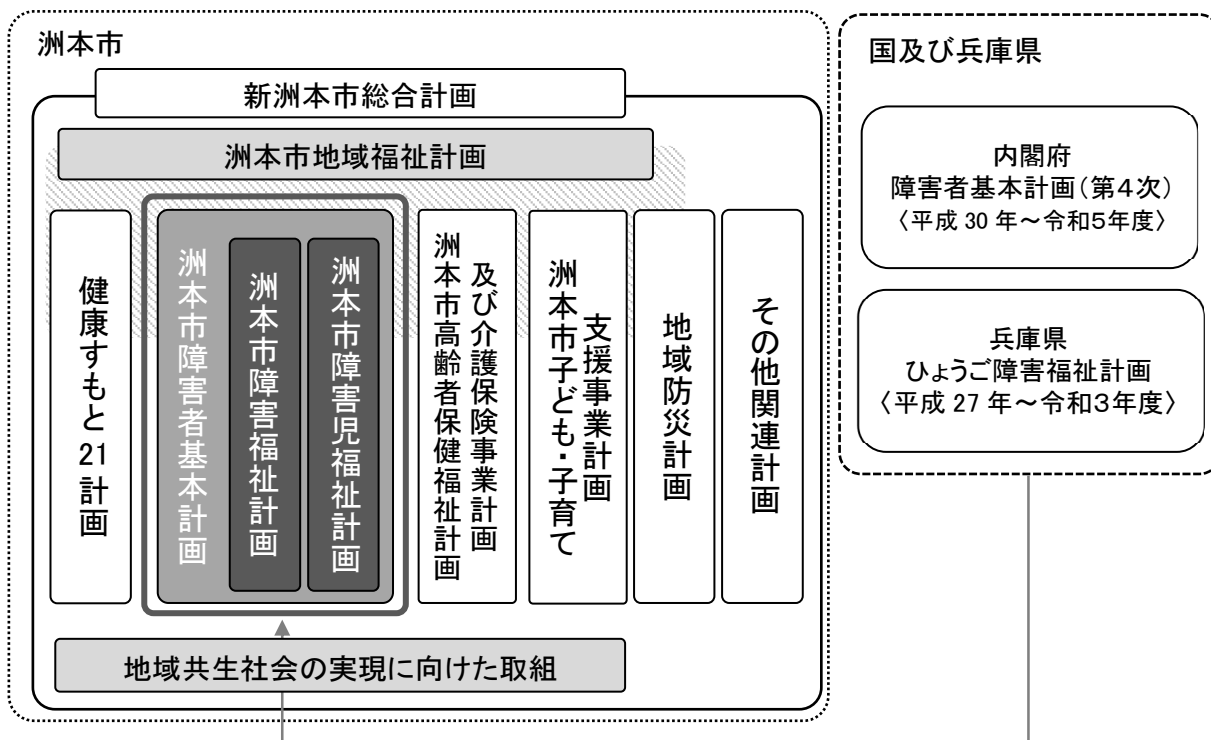
■児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2)他計画との整合

本計画は、「新洲本市総合計画」を上位計画とし、「第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画」「第3期洲本市地域福祉計画」「洲本市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」等の関連計画における障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとします。

◆他計画との整合性



4. 計画の期間

「第3次洲本市障害者基本計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。

「第6期洲本市障害福祉計画」「第2期洲本市障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

◆計画の期間

計画名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害者基本計画	第2次計画		第3次計画					
障害福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画		
障害児福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画		

5. 計画策定の経過

(1) アンケート調査等の実施

◆障害者手帳保持者対象アンケート調査◆

障害者等の実態や意向等を把握するために障害福祉サービス利用者、障害者手帳所持者に対してアンケート調査を実施しました。

◆障害福祉サービス事業所アンケート調査◆

障害者サービスの利用状況や事業所の意向等を把握するために障害福祉サービス事業所を対象としてアンケート調査を実施しました。

◆障害福祉関係団体アンケート調査◆

障害者等の実態や意向等を把握するために、障害者に関係する団体に対してアンケート調査を実施しました。

(2) 洲本市障害者計画等策定委員会での審議

学識経験者、福祉団体関係者、保健医療関係者、障害者団体関係者、行政関係者等で構成する「洲本市障害者計画等策定委員会」（以下「策定委員会」という。）において審議し、その意見を踏まえ策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

策定委員会で検討された計画案を公表し、広く意見を聴取するため「パブリックコメント」を実施しました。

6. 計画の推進と進行管理

(1) 庁内の連携体制

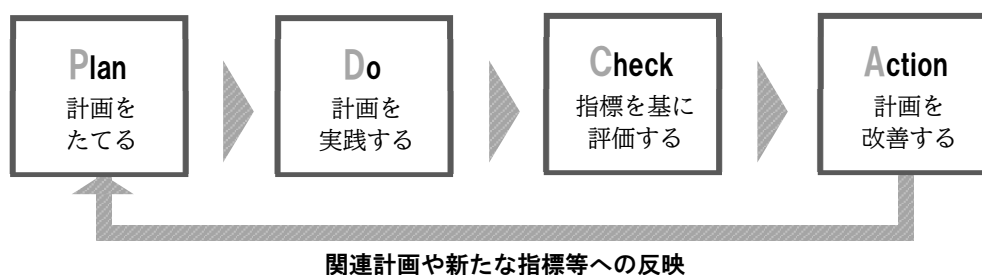
障害者施策の推進については、福祉の他にも、教育、就労、保健・医療、都市計画等の各分野における全庁的な取組が必要となってきます。庁内各課の連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

(2) 県、近隣自治体及び関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、県に協力を呼びかけ、施策の総合的な展開に努めるとともに、近隣自治体と合同で進めることがふさわしい施策については、協力しながら施策を推進していきます。さらに、障害福祉サービス事業所をはじめとする関係機関とも連携しながら障害者施策を推進していきます。

(3) 進捗状況の管理

市としての確に進行管理を行うとともに、策定委員会にその状況を報告し、意見を聴くこととします。また、計画期間中に障害者施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は計画の見直しを行い、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。



第2章 洲本市の障害者を取り巻く状況

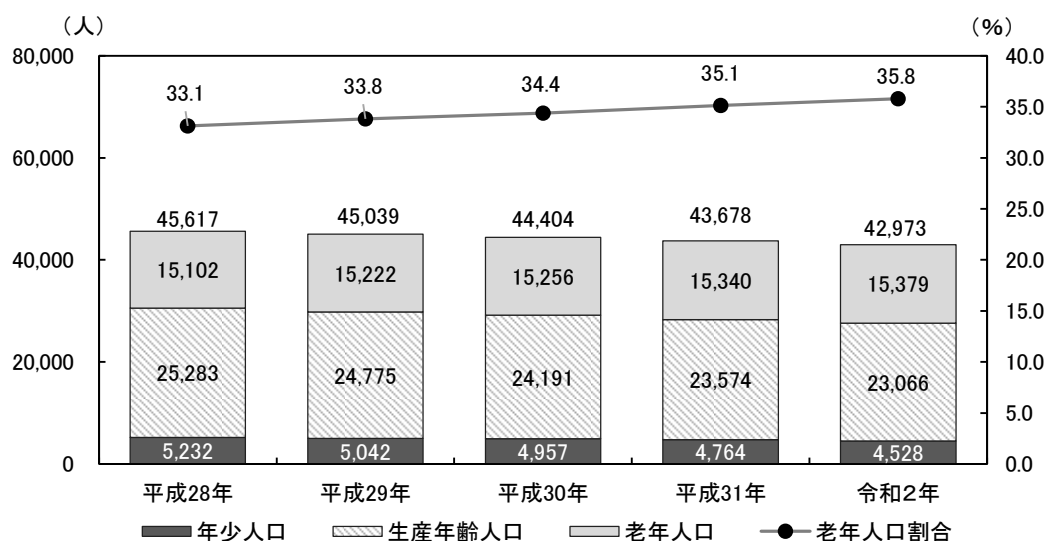
1. 人口

(1)人口推移

年齢3区分人口比率についてみると、0～14歳の年少人口割合と15～64歳の生産年齢人口割合の減少が続いているのに対し、65歳以上の高齢者人口割合は増加を続けています。

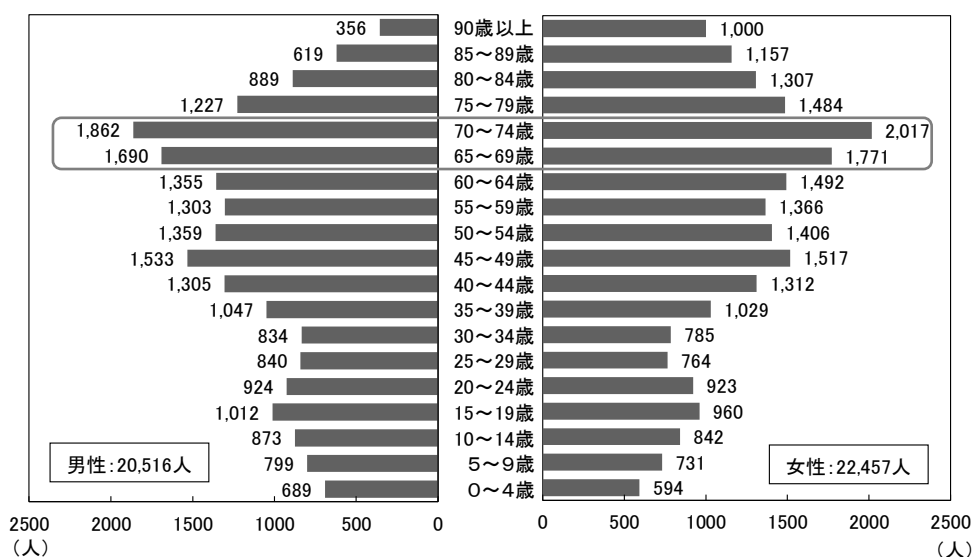
令和2年の人口ピラミッドを男女別、5歳階級別にみると、男女ともに70～74歳が一番多く、次いで65～69歳が多くなっています。

◆年齢3区分人口比率



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

◆人口ピラミッド(令和2年)



資料:住民基本台帳(令和2年4月1日現在)

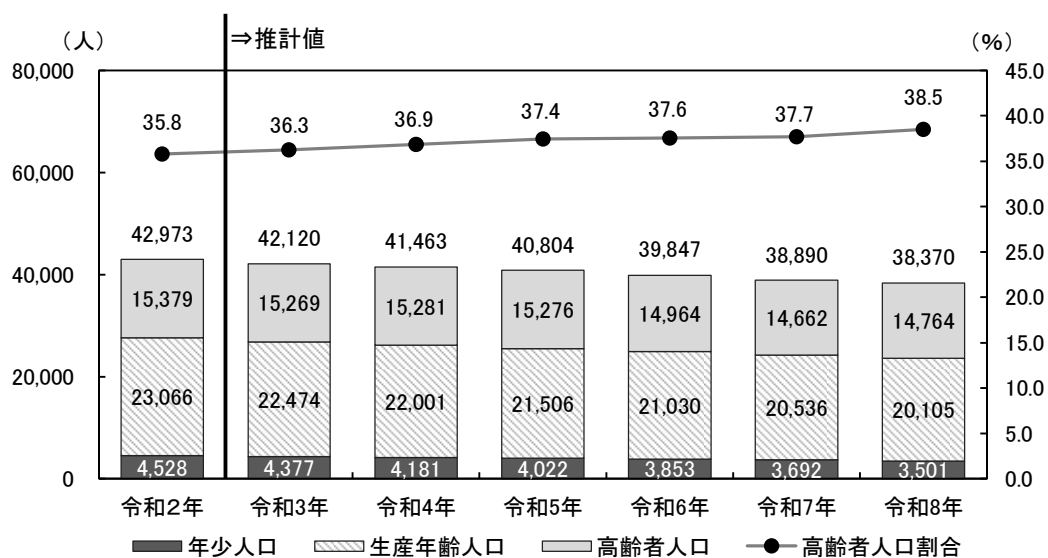
(2)人口推計

人口推計をみると、令和3年以降も人口減少は続くと予測されています。

高齢者人口は減る予測となっているものの、生産年齢人口の減少が進むため、高齢化率は高くなると予測されます。

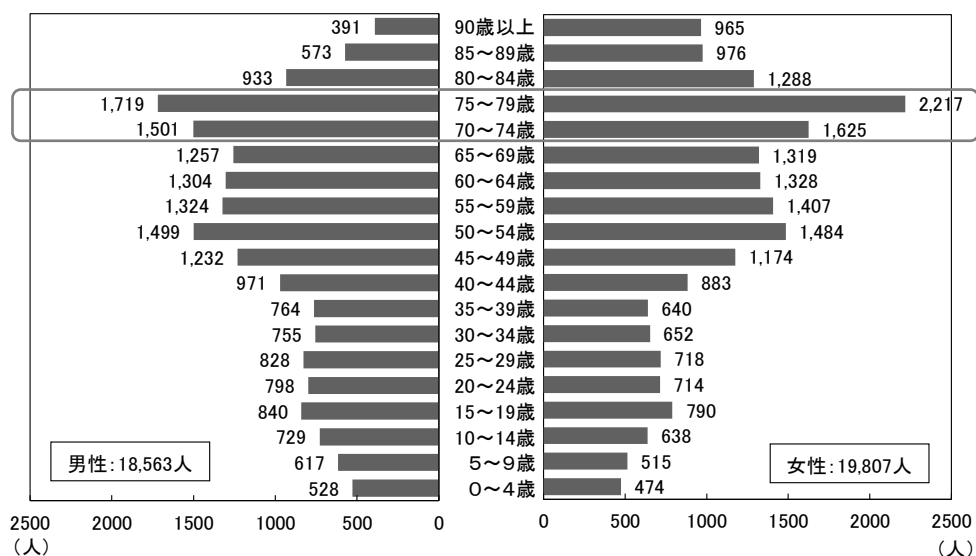
令和8年の人口ピラミッドを男女別、5歳階級別にみると、男女ともに75～79歳が一番多く、次いで70～74歳が多くなると予測されます。

◆人口推計



資料：住民基本台帳各年4月時点の人口をもとにコーホート変化率法による推計

◆人口ピラミッド（令和8年）

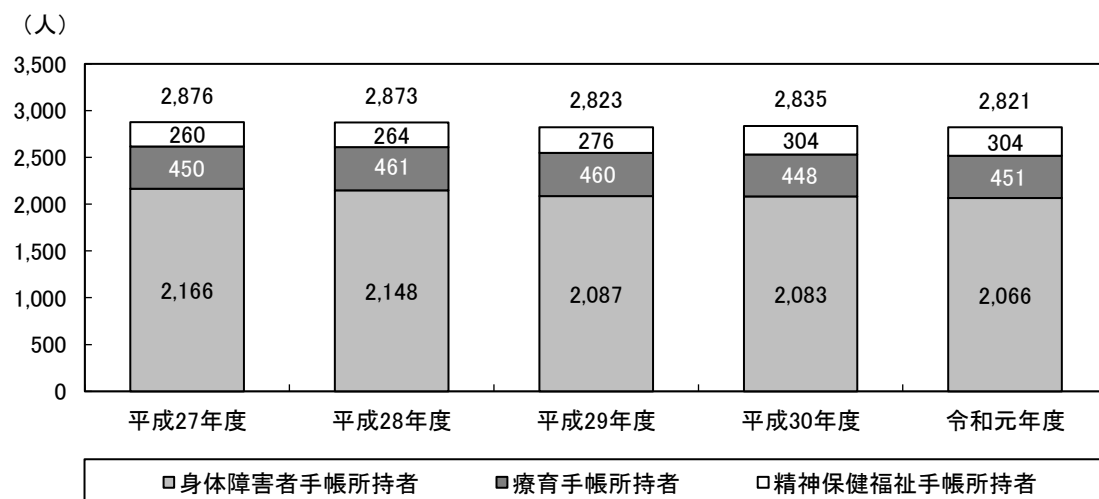


2. 障害者手帳所持者数の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

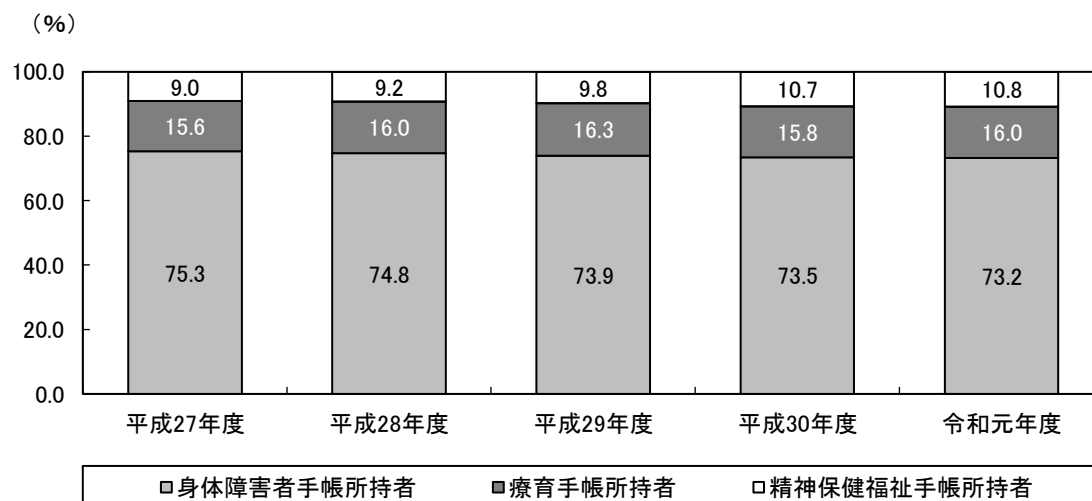
障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度以降増減を繰り返しており、令和元年度では2,821人となっています。精神保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあります。

◆障害者手帳所持者数の推移



資料：洲本市福祉課（各年度3月末時点）

◆障害者手帳所持者数の割合



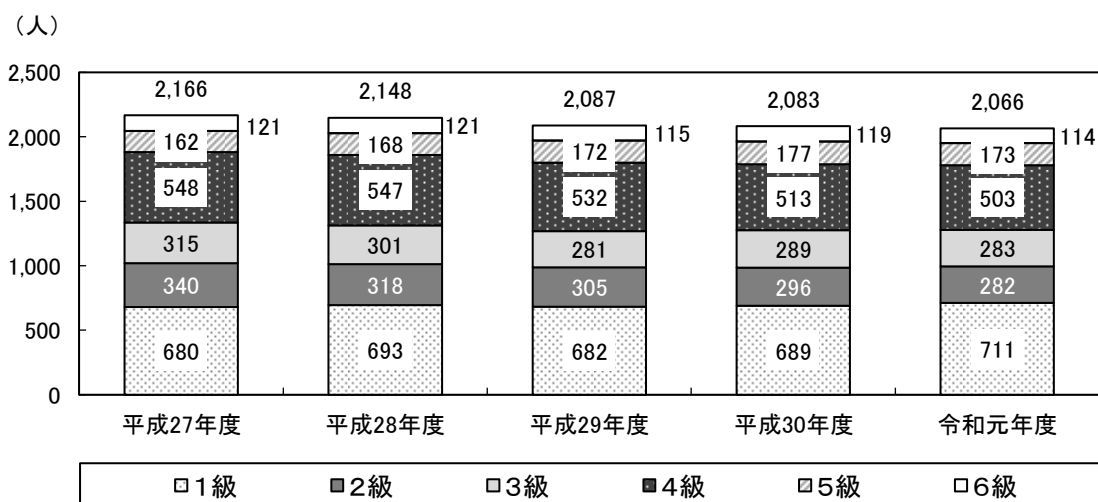
資料：洲本市福祉課（各年度3月末時点）

(2)身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度から令和元年度にかけて1級、4級が増加傾向にあります。いずれの年においても1級が最も多くなっています。

年齢別にみると、75歳以上が占める割合が高く、65歳以上の身体障害者は全体の約8割を占めています。

◆身体障害者手帳所持者の等級別推移



資料：洲本市福祉課（各年度3月末時点）

◆年齢別

単位：人

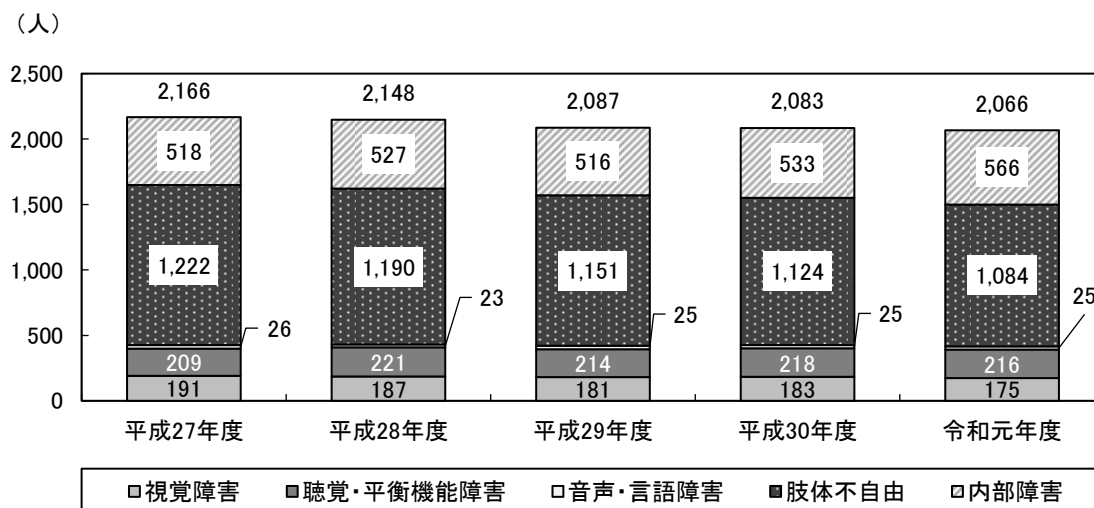
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	13	1	3	2	0	2	21
18～64歳	140	85	60	81	30	22	418
65～74歳	182	70	54	116	59	23	504
75歳以上	375	126	166	304	84	67	1,122
合計	710	282	283	503	173	114	2,065

資料：洲本市福祉課（令和元年度 3月末時点）

障害の種類別にみると、いずれの年度においても肢体不自由が最も多くなっていますが、年々減少傾向にあり、令和元年度では1,084人となっています。

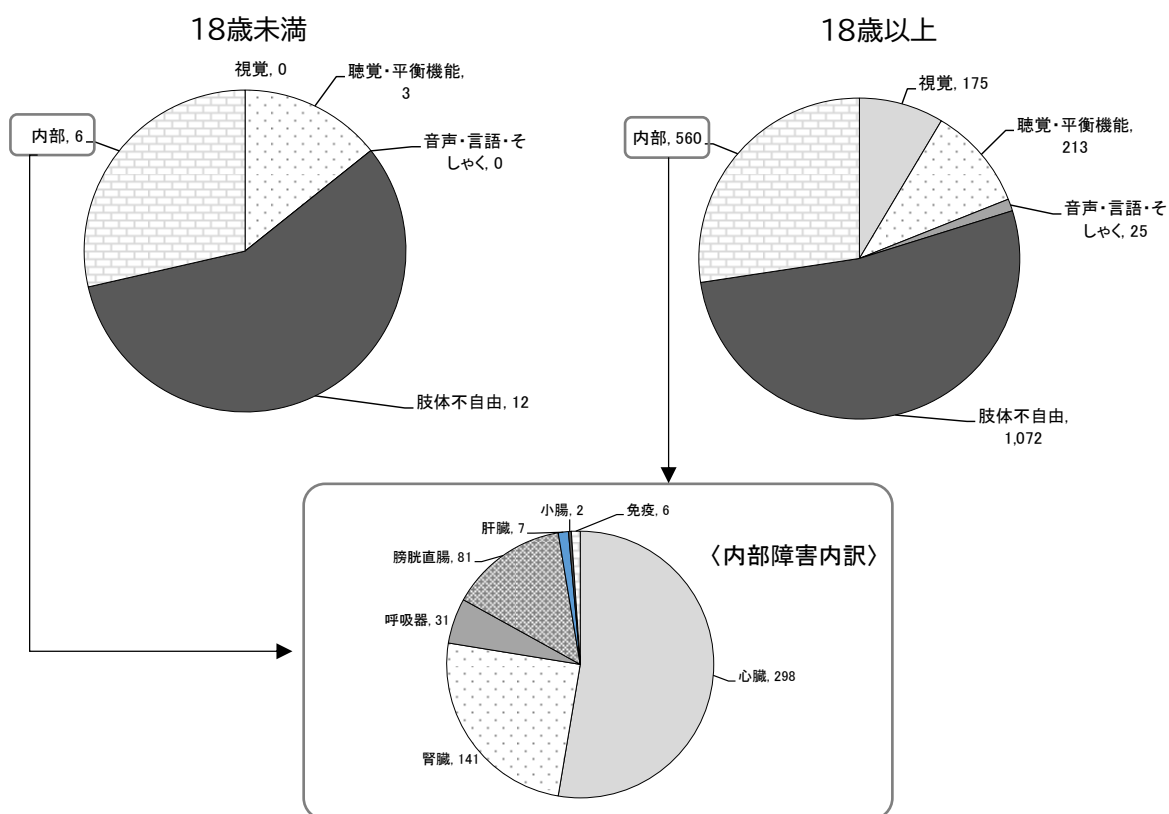
年齢別にみると、18歳未満、18歳以上ともに、肢体不自由が多くなっています。18歳以上でみると、聴覚・平衡機能、視覚障害が肢体不自由に次いで多くなっています。

◆障害種別の推移



資料：洲本市福祉課(各年度3月末時点)

◆障害種別の年齢別



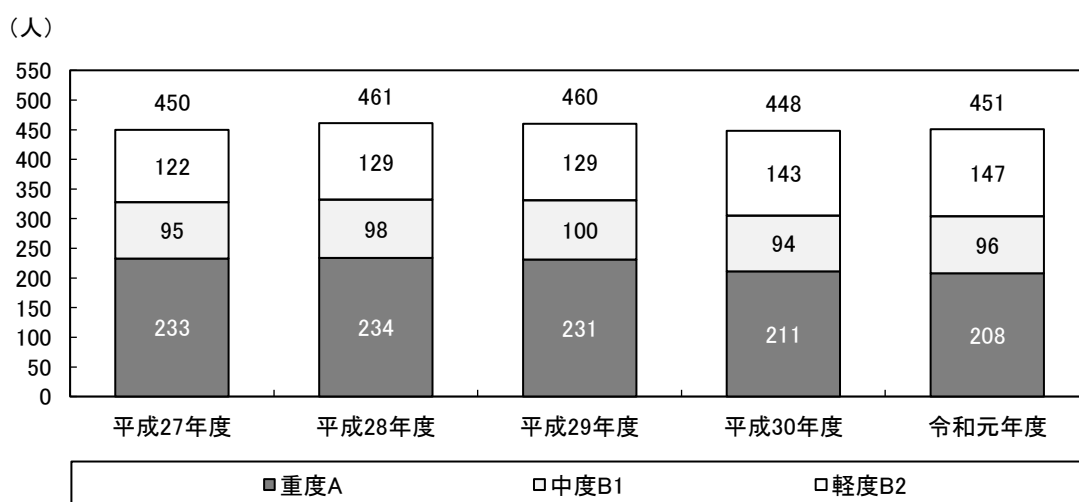
資料：洲本市福祉課(令和元年度 3月末時点)

(3)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成27年度から令和元年度にかけてすべての等級においてほぼ横ばいの状態が続いています。いずれの年度においても重度Aが最も多く、令和元年度では208人となっています。

年齢別にみると、18～64歳では重度Aが多く、18歳未満では、軽度B2が多くなっています。全体の約9割が64歳未満となっています。

◆療育手帳所持者区分別の推移



資料：洲本市福祉課（各年度3月末時点）

◆年齢別

単位：人

	重度 A	中度 B1	軽度 B2	合計
18 歳未満	15	17	90	122
18～64 歳	163	70	57	290
65～74 歳	23	5	0	28
75 歳以上	7	4	0	11
合計	208	96	147	451

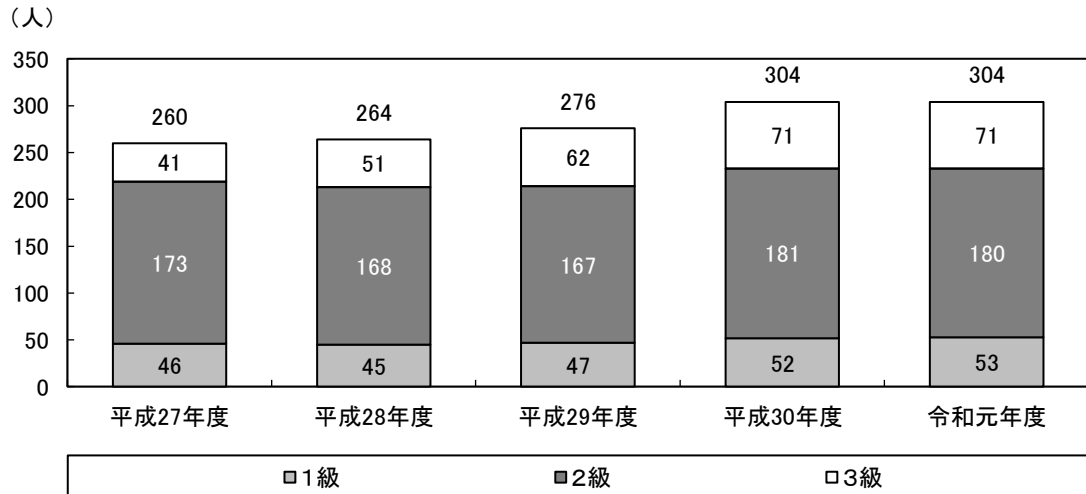
資料：洲本市福祉課（令和元年度 3月末時点）

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成27年度から令和元年度にかけて全体的に増加傾向にあります。いずれの年度においても2級が最も多くなっています。

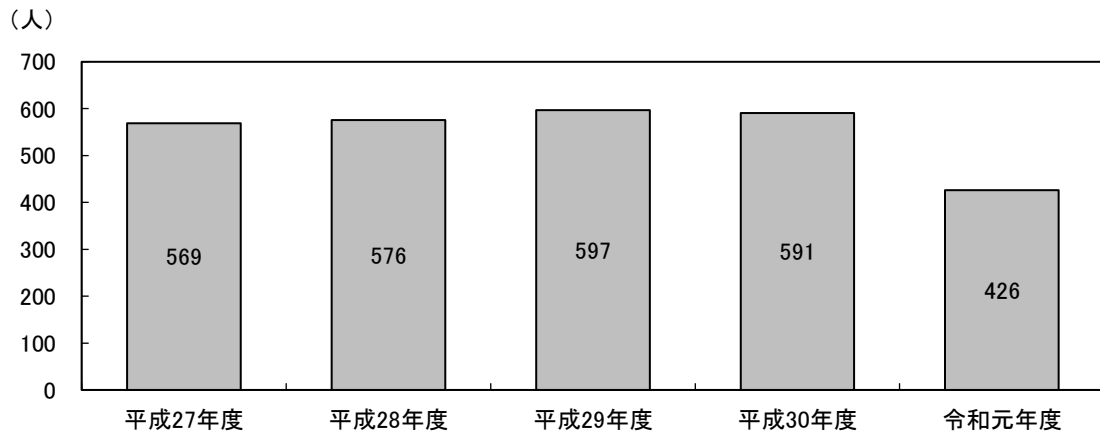
合わせて、自立支援医療（精神通院医療）受給者数をみると、平成29年度までは増加しており、その後減少に転じています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者等級別の推移



資料：洲本市福祉課（各年度3月末時点）

◆自立支援医療（精神通院医療）受給者数



資料：洲本市福祉課（各年度3月末時点）

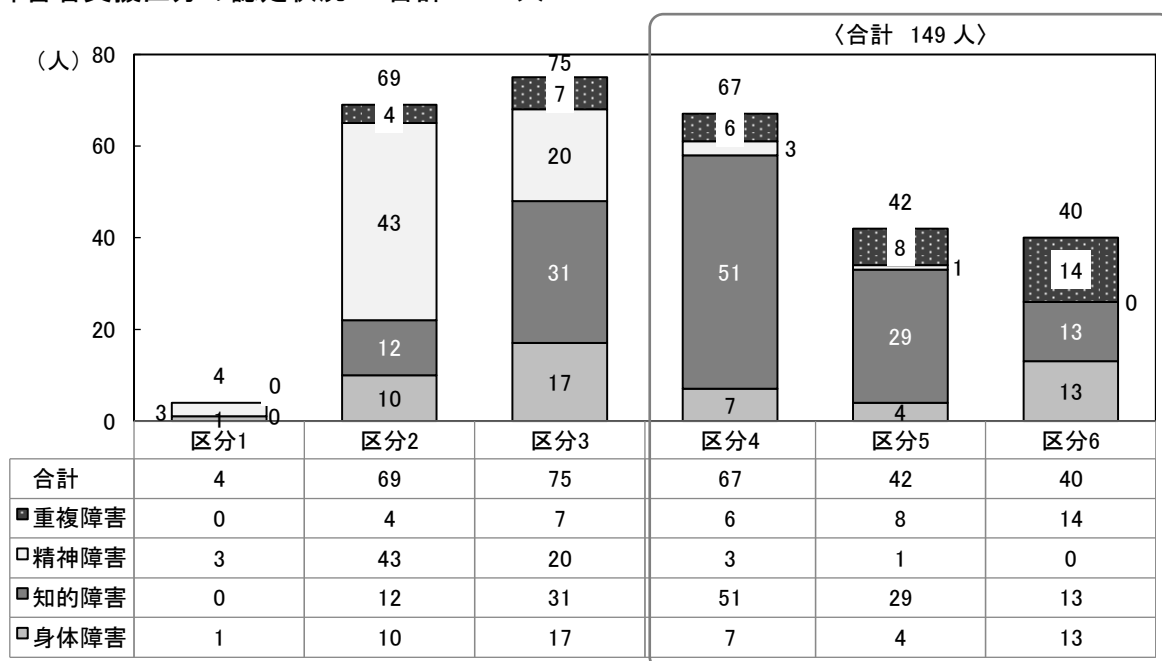
※令和元年度においては、受給者数が減少に転じている要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症の拡大も影響していると考えられます。

(5)障害者支援区分の認定状況

障害者支援区分の認定状況をみると、平成27年度と令和元年度で比較すると、全体で37人の増加となっています。区分別にみると平成27年では認定区分3が最も多くなっていますが、令和2年では、区分6が多くなっています。

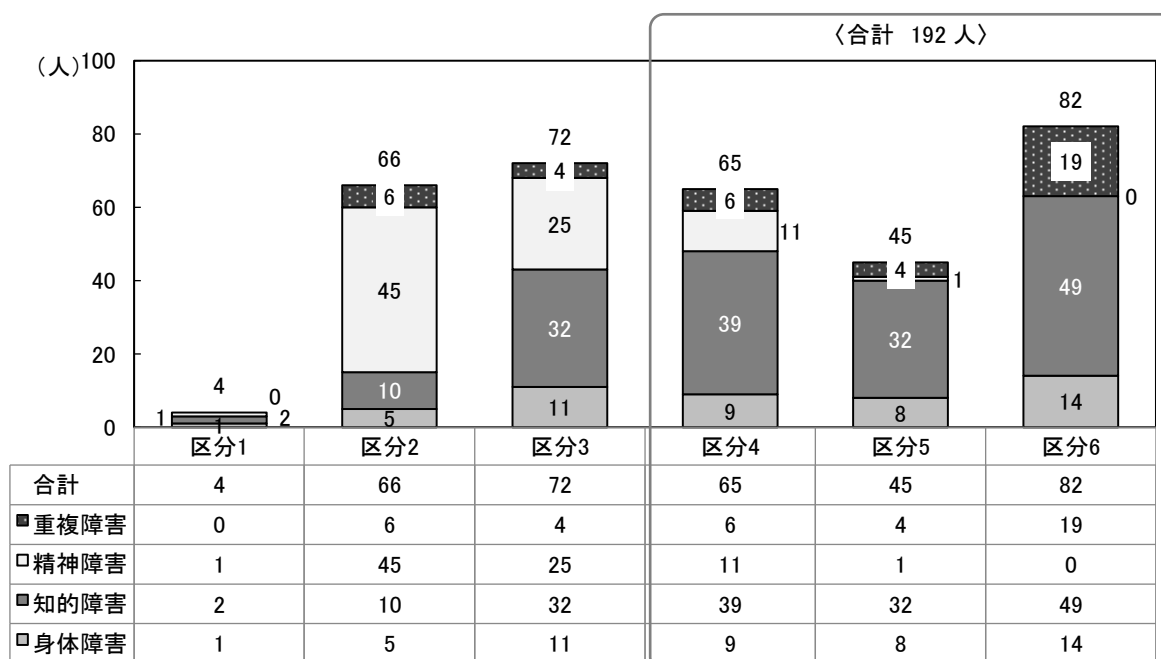
また、平成27年度と令和2年で比較して、重複手帳所持者は横ばいに推移していますが、障害者支援区分認定者の半数以上が重度障害者となっています。

◆障害者支援区分の認定状況 合計 297人



資料：洲本市福祉課(平成27年3月末時点)

◆障害者支援区分の認定状況 合計 334人



資料：洲本市福祉課(令和2年3月末時点)

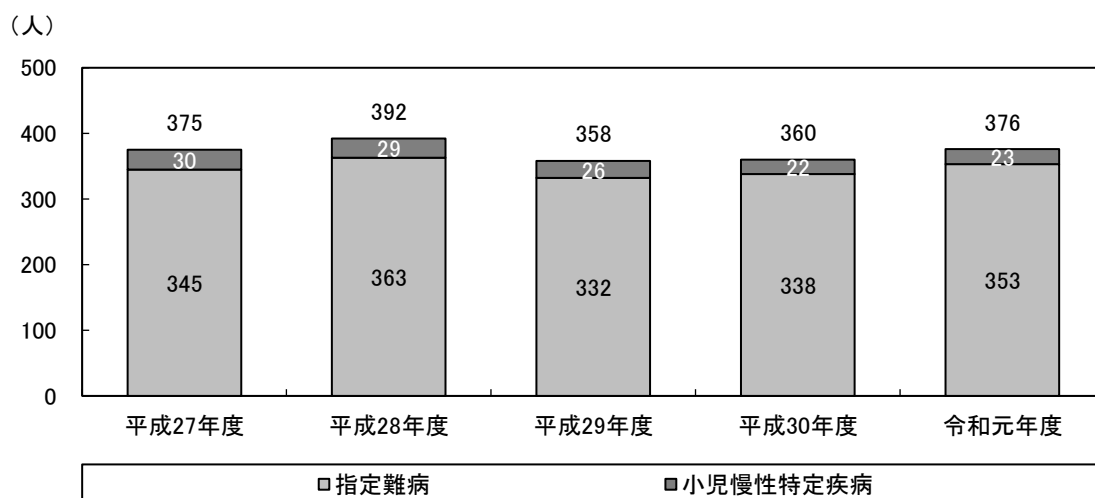
3. その他の現状

(1) 難病患者への対応

難病患者の状況をみると、平成 27 年度の 375 人から令和元年度の 376 人と増減を繰り返しながら推移しています。

尚、障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象となる疾病は、令和元年 7 月からは 361 疾病となり、平成 27 年 4 月の 151 疾病から大幅に増加しています。

◆難病患者の推移



資料：洲本市福祉課

(2) 更生医療の現状

更生医療の給付についてみると、平成 30 年度に肢体不自由の給付が増加したものの、大きな変動はなく、増減を繰り返しながら推移しています。

◆更生医療の給付状況

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
肢体不自由	18	12	13	33	20
心臓機能障害	0	0	0	2	0
腎臓機能障害	14	18	14	7	12
免疫機能障害	2	2	2	2	3
合計	34	32	29	44	35

資料：洲本市福祉課（各年度3月末時点）

(3)障害福祉サービスの現状

これまで提供している障害福祉サービスは下記の通りです。訪問系サービス、短期入所、居住系サービス、相談支援給付、児童通所給付、児童相談支援が平成 27 年度と比較すると増加しています。

◆障害福祉サービスの状況

単位:延べ人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①訪問系サービス		1,169	1,244	1,144	1,183	1,239
	居宅介護	994	1,031	897	874	893
	行動援護	15	11	11	23	16
	同行援護	160	202	236	286	330
②日中活動系サービス		3,538	2,774	3,360	3,375	3,451
	生活介護	1,903	2,007	1,788	1,921	1,884
	自立訓練(機能訓練)	0	0	4	12	16
	自立訓練(生活訓練)	345	374	321	256	303
	就労移行支援	165	141	124	117	109
	就労継続支援(A型)	244	252	177	129	67
	就労継続支援(B型)	881	849	946	917	1,022
	就労定着支援				23	50
③短期入所		180	211	213	220	237
④療養介護		36	36	36	30	24
⑤居住系サービス		620	816	624	658	672
	共同生活援助	620	626	624	649	653
	自立生活援助				9	19
⑥相談支援給付		1,432	1,343	1,170	1,368	1,814
	計画相談支援	1,227	1,132	983	1,182	1,638
	地域移行支援	7	21	25	32	23
	地域定着支援	198	190	162	154	153
⑦児童通所給付		1,532	1,800	1,380	1,511	1,559
	児童発達支援	483	540	381	370	411
	放課後等デイサービス	1,049	1,260	999	1,140	1,148
	保育所等訪問支援	0	0	0	1	0
⑧児童相談支援		337	367	370	432	428

資料:洲本市福祉課(各年3月末時点)

(4)障害児支援の状況

淡路広域行政事務組合（本市・南あわじ市・淡路市の3市）が共同設置している児童サポートセンター「わたぼうし」の児童発達支援の利用状況をみると、平成28年度以降減少し、令和元年度では644件となっています。

また、ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」の巡回相談利用件数をみると、増減を繰り返しながら、推移しています。

◆児童サポートセンター「わたぼうし」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開園日(日)	256	254	255	244	228
契約者(延件)	251	296	251	188	216
利用者件数(件)	831	913	668	619	644

資料：淡路広域行政事務組合

◆ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」巡回相談利用件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ件数(件)	37	57	32	41	37

資料：ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」

(5)特別支援学級・学校の状況

特別支援学級の状況をみると、小学校では令和２年度に減少したもの、増加傾向にあります。中学校では年々増加し、令和２年度では 26 人と平成 27 年度と比較すると 2 倍以上の人数となっています。

市内の通級支援指導の学校数と児童生徒数をみると、令和２年度では、小学校が 30 人、中学校が 15 人と平成 27 年度と比較すると、小学校、中学校ともに 2 倍以上の人数となっています。

◆市内の特別支援学級の学級数、児童生徒数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
小学校	学校数(校)	12	11	12	12	12	13
	学級数(学級)	21	20	24	25	26	23
	児童数(人)	42	44	51	55	53	47
中学校	学校数(校)	3	3	3	3	3	4
	学級数(学級)	6	6	5	5	5	7
	児童数(人)	11	12	14	15	19	26
合計	学級数(学級)	27	26	29	30	31	30
	児童・生徒数(人)	53	56	65	70	72	73

◆市内の通級支援指導の学校数、児童生徒数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
小学校	学校数(校)	7	10	12	12	11	11
	児童数(人)	15	23	28	37	27	30
中学校	学校数(校)	1	3	4	4	5	5
	生徒数(人)	4	5	10	8	15	15
合計(人)		19	28	38	45	42	45

資料:教育委員会

あわじ特別支援学校における本市児童の推移をみると、年々減少傾向にあります。高校3年生の卒業後の進路をみると、「就職」が増えています。

◆特別支援学校の在籍者数(各年度5月1日現在)

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幼児部	1	1	0	0	0	0
小学部	4	4	4	2	4	4
中学部	17	14	8	4	7	10
高等部	22	26	31	33	29	18
合計	44	45	43	39	40	32

◆特別支援学校卒業生(本市の高校3年生における進路)

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
進学	0	0	0	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0	0	0	0
就職(一般就労)	2	3	1	1	2	4
福祉施設通所・在宅等	5	7	8	6	9	4
その他	0	0	0	0	2	0
合計	7	10	9	7	13	8

※令和2年度は、卒業見込

資料:あわじ特別支援学校

4. 各種アンケート調査結果

調査実施概要①

○障害者手帳所持者の方を対象に、障害者福祉施策を進める際の参考とすることを目的に、障害者手帳所持者を対象に実施

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
障害者手帳所持者	2,500 件	1,141 件	45.6%

調査実施概要②

○障害者福祉施設を進める際の参考とすることを目的に、市内で障害のある人へのサービスを提供している事業所を対象に実施

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
事業所	38 件	29 件	76.3%

調査実施概要③

○障害者福祉施設を進める際の参考とすることを目的に、市内で障害のある人に関係している活動団体を対象に実施

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
団体	11 件	5 件	45.5%

(1)障害者に対するアンケート調査結果

〈暮らしや日常生活等について〉

〔問6〕あなたは現在、どこで生活していますか。

〔問8〕あなたは、近い将来(3年ぐらいの間)、どのように暮らしたいですか。

現在どこで生活しているかについてみると、「持ち家」が72.2%と最も多くなっています。近い将来の暮らし方についてみると、「家族や親族と暮らしたい」が56.1%と最も多く、次いで「考えたことがない、わからない」が16.3%、「施設で暮らしたい」が7.4%となっています。

POINT

○本市に住んでいる障害のある人は、持ち家で暮らしている人が多く、将来の暮らしについては家族や親族等と暮らしたい意向があり、在宅で過ごすための施策が求められています。

〔現在〕

単位：％	持ち家	民間の賃貸住宅・借家	公営住宅や公社・公団の賃貸住宅	住宅などの貸与住宅	グループホーム	障害者用の入所型施設	高齢者用の入所型施設	精神科の病院	精神科以外の病院	その他	不明・無回答
全体 (N=1,141)	72.2	7.4	3.7	0.4	2.3	4.4	6.2	0.9	0.6	0.3	1.7
身体 (N=874)	76.3	6.3	3.7	0.5	1.0	3.7	6.9	0.2	0.7	0.3	0.5
療育 (N=191)	56.0	12.6	5.2	1.0	7.3	14.7	2.1	0.0	0.5	0.0	0.5
精神 (N=119)	58.8	10.9	6.7	0.0	6.7	4.2	3.4	6.7	0.8	0.0	1.7

〔将来〕

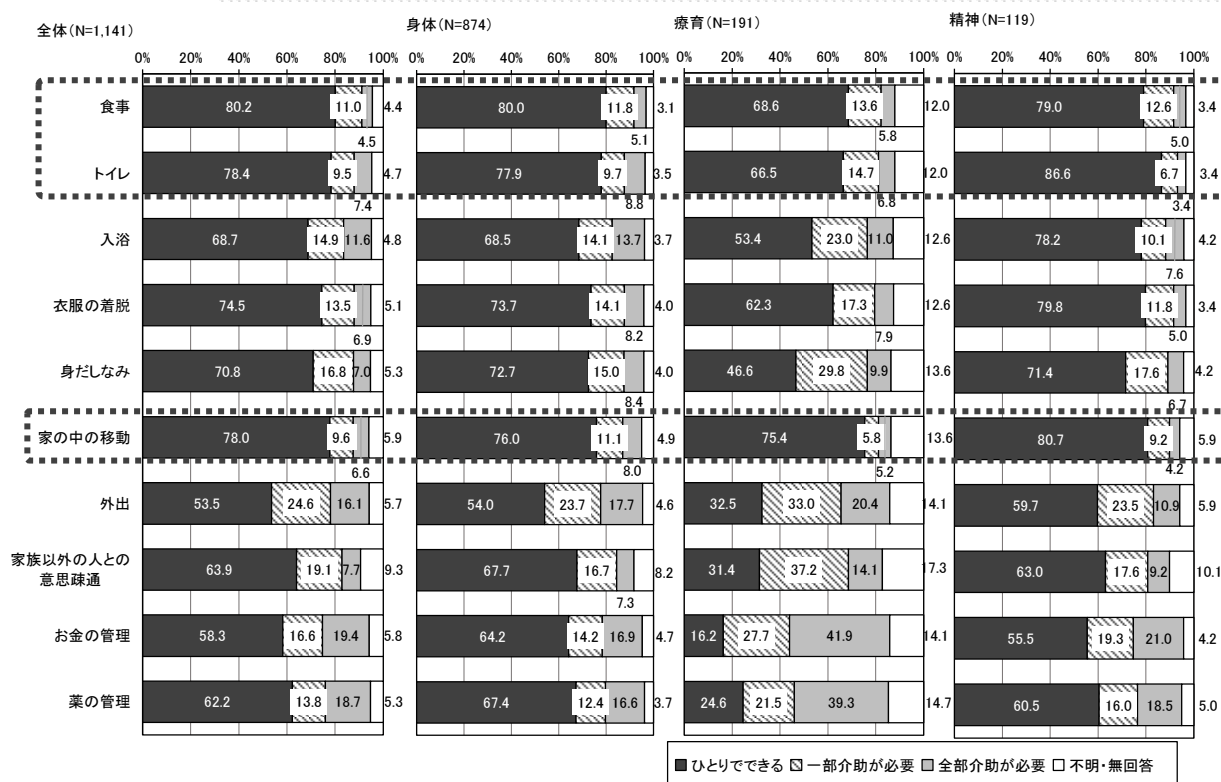
単位：％	家族や親族と暮らしたい	独立して一人で暮らしたい	友人・知人と一緒に暮らしたい	グループホームなどで仲間と暮らしたい	施設で暮らしたい	病院に入院したい(していい)	考えたことがない、わからない	その他	不明・無回答
全体(N=1,141)	56.1	6.4	0.8	3.2	7.4	1.2	16.3	1.1	7.5
身体(N=874)	57.2	6.1	0.7	2.4	7.8	1.0	17.6	0.7	6.5
療育(N=191)	58.6	3.7	0.0	8.4	5.2	0.5	8.4	0.5	14.7
精神(N=119)	43.7	13.4	2.5	4.2	7.6	3.4	17.6	2.5	5.0

〔問9〕あなたは日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

日常生活における生活動作についてみると、いずれの項目も「ひとりでできる」が最も多く、特に食事(80.2%)、トイレ(78.4%)、家の中の移動(78.0%)で多くなっています。一方、外出では「一部介助が必要」も24.6%となっています。

POINT

○日常生活において、「親」「配偶者」等の親族と回答した人の介護者・支援者の年齢は60歳以上が多くなっており、国で課題となっている「8050問題(80歳の親が50歳の子をみる)」が現実的な問題となっていることがわかります。



〔介護者・支援者の年齢〕

単位: %	20歳未満	20歳~29歳	30歳~39歳	40歳~49歳	50歳~59歳	60歳~69歳	70歳~79歳	80歳以上	不明・無回答
全体(N=635)	0.0	0.3	5.2	9.3	15.0	20.5	24.1	12.9	12.8
身体(N=474)	0.0	0.2	1.5	6.3	13.5	21.9	28.5	13.5	14.6
療育(N=130)	0.0	0.8	16.2	24.6	17.7	19.2	10.8	6.2	4.6
精神(N=61)	0.0	0.0	3.3	8.2	18.0	16.4	23.0	21.3	9.8

〔問 15〕あなたは、現在の生活でどのようなことに困ったり、不安に思いますか。

現在の生活で困ったり、不安に思うことについてみると、「自分の健康・治療のこと」が57.8%と最も多く、次いで「緊急時・災害時のこと」が25.2%、「生活費のこと」が21.6%となっています。

POINT

○手帳の種別によって、困りごとや不安等に思うことに違いがでていることがわかります。特に、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、親の老後や親がいなくなること等を不安に思うことが多くなっています。

単位：%	自分の健康・治療のこと	生活費のこと	住宅・生活の場所のこと	家事（炊事・掃除・洗濯）のこと	外出・移動のこと	入園・入学・進学・学校生活のこと	学校卒業後の進路のこと	就職・仕事のこと	結婚のこと	育児のこと
全体 (N=1,141)	57.8	21.6	8.8	13.3	19.5	2.5	3.2	7.3	2.6	0.6
身体 (N=874)	63.8	20.8	7.8	14.1	21.3	0.3	0.8	4.1	1.0	0.5
療育 (N=191)	29.3	18.3	8.4	10.5	13.6	14.1	16.2	15.2	4.7	1.0
精神 (N=119)	58.0	36.1	21.8	16.8	20.2	0.0	0.0	20.2	10.1	1.7

単位：%	親の老後や親がいなくなること	緊急時・災害時のこと	生活を見守ってくれる人がいないこと	相談できる人がいないこと	必要な福祉サービスなどが利用できないこと	地域での差別や偏見があること	特にない	その他	不明・無回答
全体 (N=1,141)	14.2	25.2	6.1	4.9	3.1	3.0	14.3	3.2	7.9
身体 (N=874)	7.9	26.3	5.5	4.2	3.1	1.7	13.7	2.5	6.9
療育 (N=191)	39.8	20.4	5.8	2.1	3.1	5.2	14.7	3.1	14.1
精神 (N=119)	33.6	25.2	14.3	14.3	4.2	7.6	9.2	6.7	7.6

〈相談について〉

〔問 19〕あなたが安心して地域で生活するには、どのような支援が必要ですか。

安心して地域で生活するために必要な支援についてみると、「医療機関の充実」が30.9%と最も多く、次いで「緊急時に行くことができる場所」が28.0%、「困ったことを相談できる場所」が26.6%となっています。

POINT

- 療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、「困ったことを相談できる場所」を求めていることがわかります。
- 地域のつながりが強いかどうかを聞いた設問では、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、地域のつきあいがほとんどないと回答している人が多くなっています。

単位：%	身体 の介護を 頼める人	掃除や洗濯などの家事を頼める人	日中に通える場所	緊急時に行くことができる場所	外出のときの支援・サービス	医療機関の充実	就労するための支援・サービス	配食サービス	困ったことを相談できる場所	グループホームなどの住むための場所
全体 (N=1,141)	21.9	17.3	17.1	28.0	23.3	30.9	8.9	15.2	26.6	8.6
身体 (N=874)	25.3	17.4	14.8	28.1	23.7	32.0	3.8	15.7	22.0	6.5
療育 (N=191)	12.0	15.7	29.8	28.8	25.1	23.6	26.7	12.0	39.8	22.5
精神 (N=119)	16.0	18.5	21.8	27.7	21.8	26.1	17.6	18.5	41.2	14.3

単位：%	隣近所に住んでいる人との交流	その他	不明・無回答
全体 (N=1,141)	13.5	3.3	18.5
身体 (N=874)	13.8	3.1	18.5
療育 (N=191)	10.5	2.6	20.9
精神 (N=119)	10.9	3.4	13.4

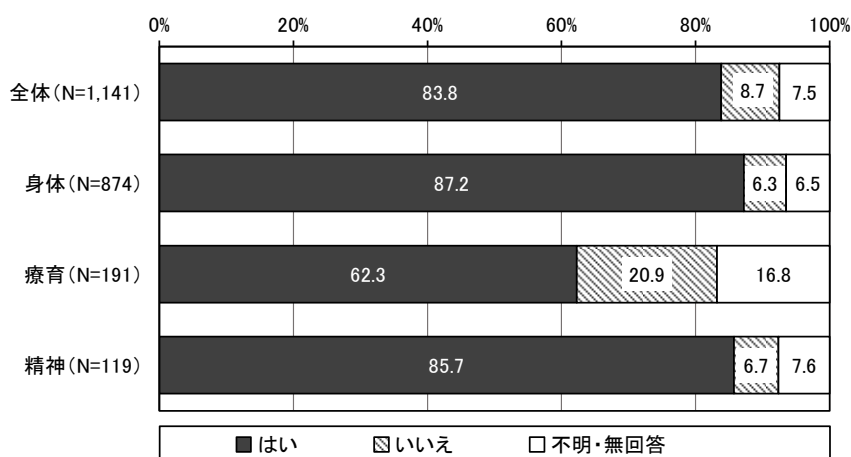
〈保健・医療について〉

〔問 32〕あなたは、かかりつけ医の先生(ドクター)はいますか。

かかりつけ医がいるかどうかについてみると、「はい」が 83.8%、「いいえ」が 8.7%となっています。

POINT

○療育手帳所持者は、「いいえ」と回答している人が多くっており、障害種別によって違いがあります。

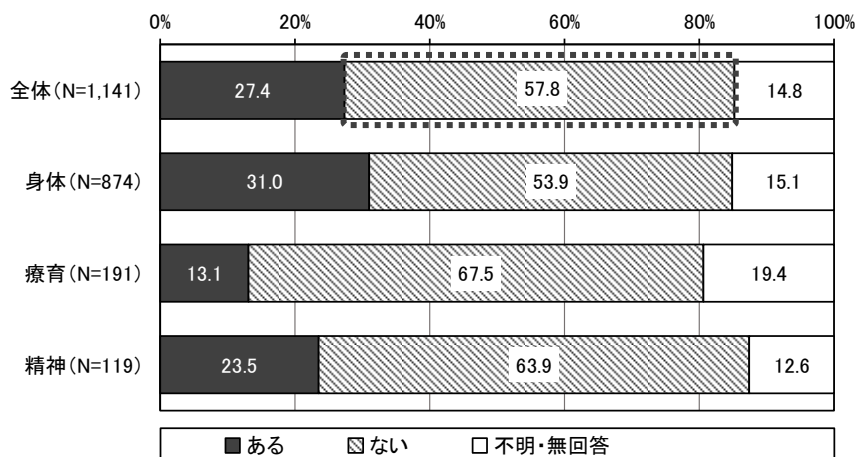


〔問 35〕現在「医療機器等の使用」または「医療的ケアの必要」がありますか。

医療機器等の使用または医療的ケアの必要性の有無についてみると、「ない」が 57.8%、「ある」が 27.4%となっています。

POINT

○療育手帳所持者は、「ない」と回答している人が多くっており、障害種別によって違いがあります。



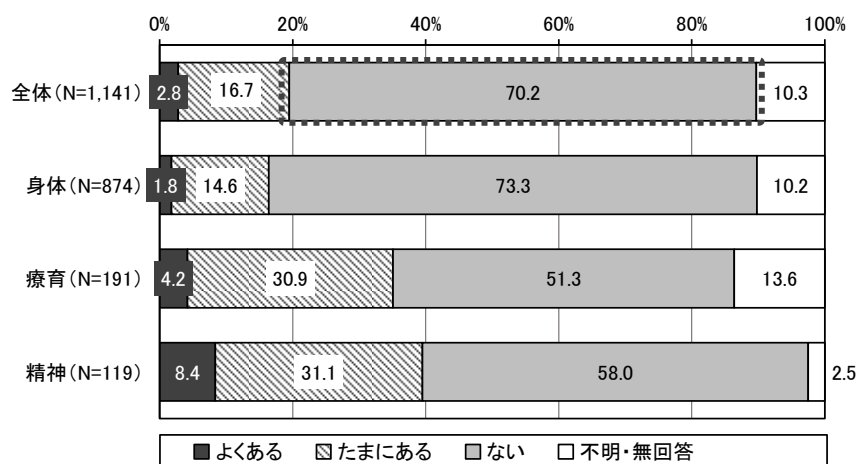
〈権利擁護について〉

〔問 40〕あなたは日常生活において、障害があるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じることがありますか。

日常生活において、障害が理由で差別や偏見等を受けたり、嫌がらせ等をされた経験の有無についてみると、「ない」が70.2%と最も多く、次いで「たまにある」が16.7%、「よくある」が2.8%となっています。

POINT

○療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ある」と回答している人が多くっており、障害種別によって違いがでていることがわかります。

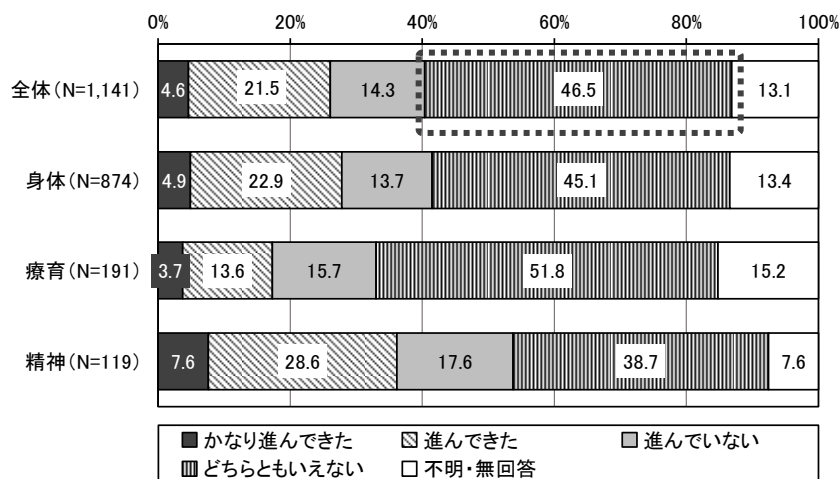


〔問 42〕あなたは、洲本市民の障害者に対する理解は進んできたと思いますか。

洲本市民の障害者に対する理解は進んできたかについてみると、「どちらともいえない」が46.5%と最も多く、次いで「進んできた」が21.5%、「進んでいない」が14.3%となっています。

POINT

○精神障害者保健福祉手帳所持者は、「理解が進んできた」と感じる人と、「進んでいない」と感じている人で、感じ方に違いがでています。



〈災害時の対応について〉

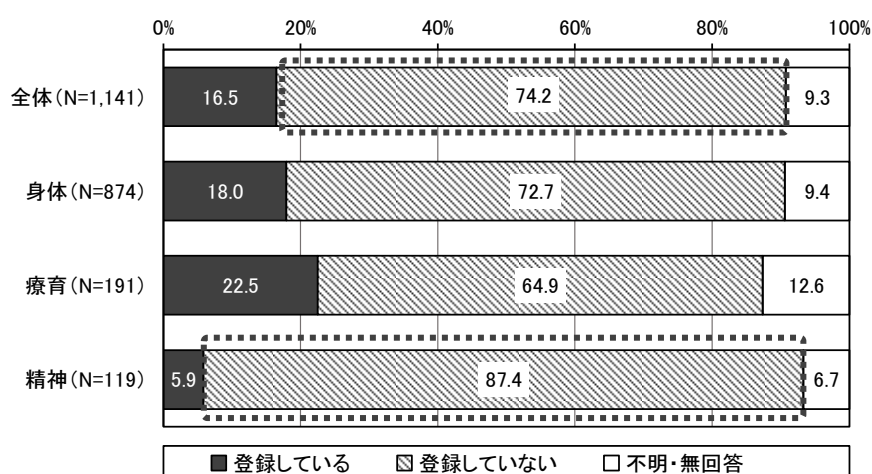
〔問 46〕あなたは避難行動要支援者名簿の登録をされていますか。

避難行動要支援者名簿に登録しているかについてみると、「登録していない」が74.2%、「登録している」が16.5%となっています。

所持手帳別でみると、精神では「登録していない」が87.4%、「登録している」が5.9%と、他の手帳所持者との違いがあります。

POINT

○登録していない理由としては、「登録制度を知らない」が半数以上となっており、今後は周知啓発の強化が必要です。



〔登録していない理由〕 ※登録していないと回答した人のみ

問47 登録していない理由は何ですか								
単位: %	登録制度を知らない	登録方法がわからない	い登録しても支援が期待できない	障害を他人に知られたくない	め支援者がいつもそばにいない	がひとり逃げられるため必要	その他	不明・無回答
全体 (N=847)	50.6	6.4	3.0	2.0	16.9	12.8	3.4	5.0
身体 (N=635)	48.3	6.9	2.4	1.7	17.3	14.0	3.9	5.4
療育 (N=124)	56.5	6.5	3.2	1.6	21.0	6.5	1.6	3.2
精神 (N=104)	58.7	5.8	3.8	3.8	9.6	10.6	3.8	3.8

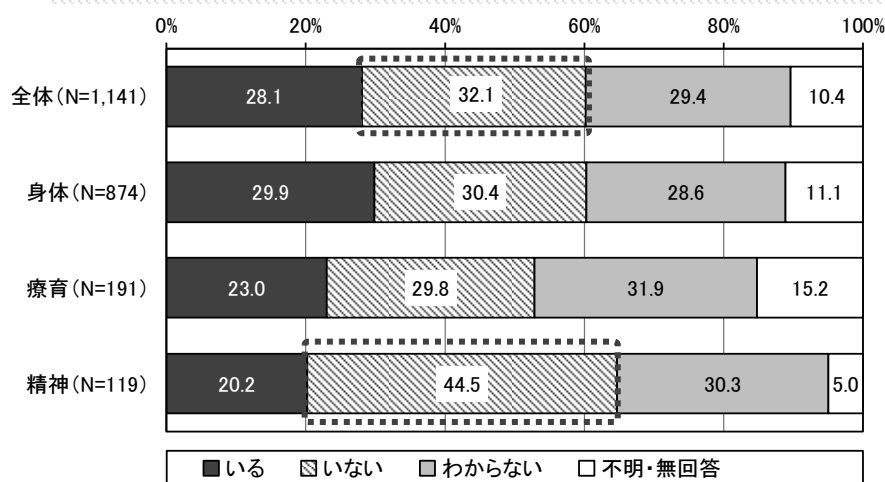
〔問 49〕家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

近所で助けてくれる人の有無についてみると、「いない」が32.1%と最も多く、次いで「わからない」が29.4%、「いる」が28.1%となっています。

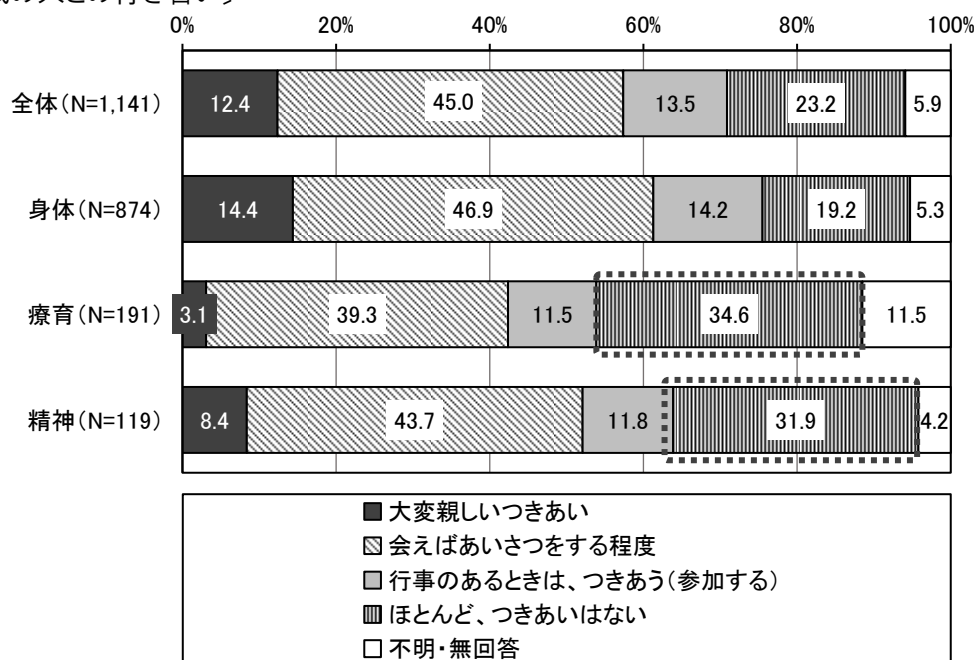
手帳所持者別にみると、精神では「いない」が44.5%と最も多くなっています。

POINT

○療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、地域のつきあいがほとんどないと回答しており、今後は地域でのつながりづくりを進める必要があります。



〔地域の人との付き合い〕



〈今後の施策について〉

〔問 56〕障害のある人もない人も、住み慣れた地域で、自分らしく生きることができる「まち」になるために、あなたが今後もっと充実してほしいことは何ですか。

住み慣れた地域で自分らしく生きるために、今後もっと充実してほしい住まい・仕事・社会参加・子育て・教育に関することについてみると、「移動手段の確保」が32.4%と最も多く、次いで「安心して暮らせる住宅の確保」が26.3%、「わかりやすい案内・段差解消などまちのバリアフリーの充実」が21.9%となっています。

POINT

○本市内での移動手段の中心は、車による移動となっており、高齢化等の問題が複合し、今後も移動手段の確保については、長期的な課題となる可能性があります。

単位：％	保 安 心して暮 らせる住 宅の確 保	就 労 相 談 ・ 職 業 訓 練 の 充 実	多 様 な 就 労 機 会 の 確 保	就 労 環 境 の 充 実 と 定 着 支 援	確 保 情 報 の 入 手 ・ 発 信 の 手 段 の	疎 通 コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン （ 意 思 手 段 の 確 保	移 動 手 段 の 確 保	活 動 の 機 会 の 充 実	運 動 ・ ス ポー ツ、 芸 術 文 化	の 充 実 消 な ど ま ち の バ リ ア フ リ ー の 充 実	わ か り や す い 案 内 ・ 段 差 解 消	障 害 の 早 期 発 見 ・ 療 育 の し み
全体 (N=1,141)	26.3	14.4	15.6	14.8	19.6	16.2	32.4	9.1	21.9	12.2		
身体 (N=874)	23.9	8.2	9.8	9.2	18.0	13.7	32.3	7.3	23.3	9.4		
療育 (N=191)	30.9	34.0	35.1	33.5	23.0	29.3	35.1	18.3	18.8	25.7		
精神 (N=119)	40.3	27.7	30.3	26.9	25.2	23.5	31.9	12.6	20.2	17.6		

単位：％	充 実 て 住 み 慣 れ た 地 域 で、 安 心 の し 機 会	児 童 ・ 生 徒 の 個 々 の 充 実 ニーズ	の ス ロ ー プ な ど、 児 童 ・ 生 徒 の 障 害 に 対 応 し た 施 設 ・ 整 備	の 特 別 支 援 教 育 の 理 解 ・ 啓 発	ど 教 育 ・ 保 健 ・ 医 療 ・ 福 祉 な に よ る チ ー ム 支 援	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体 (N=1,141)	10.0	9.8	9.8	9.0	19.5	1.3	28.5
身体 (N=874)	7.7	7.3	10.2	5.7	17.2	1.3	30.7
療育 (N=191)	20.4	22.5	12.6	27.7	25.1	1.6	24.6
精神 (N=119)	14.3	8.4	10.9	8.4	26.1	1.7	17.6

(2)障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査

〈サービスの提供について〉

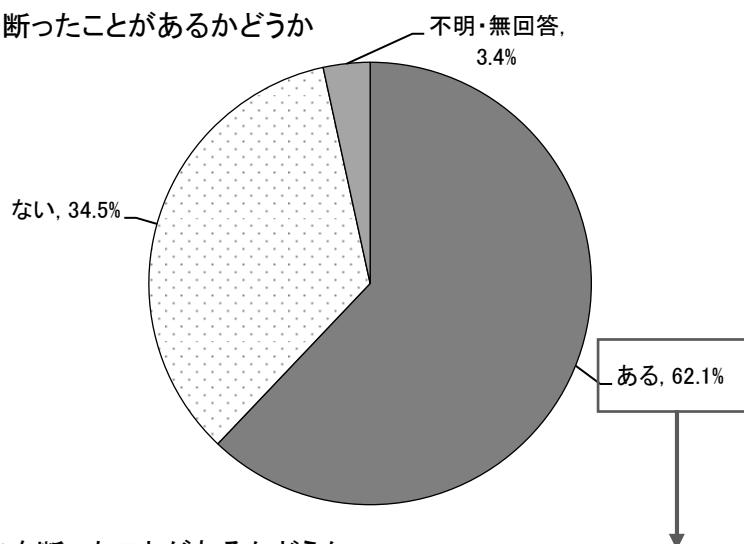
〔問1〕何らかの理由で利用者のサービス利用を断ったケースがありますか。

〔問1-1〕具体的な理由を教えてください。

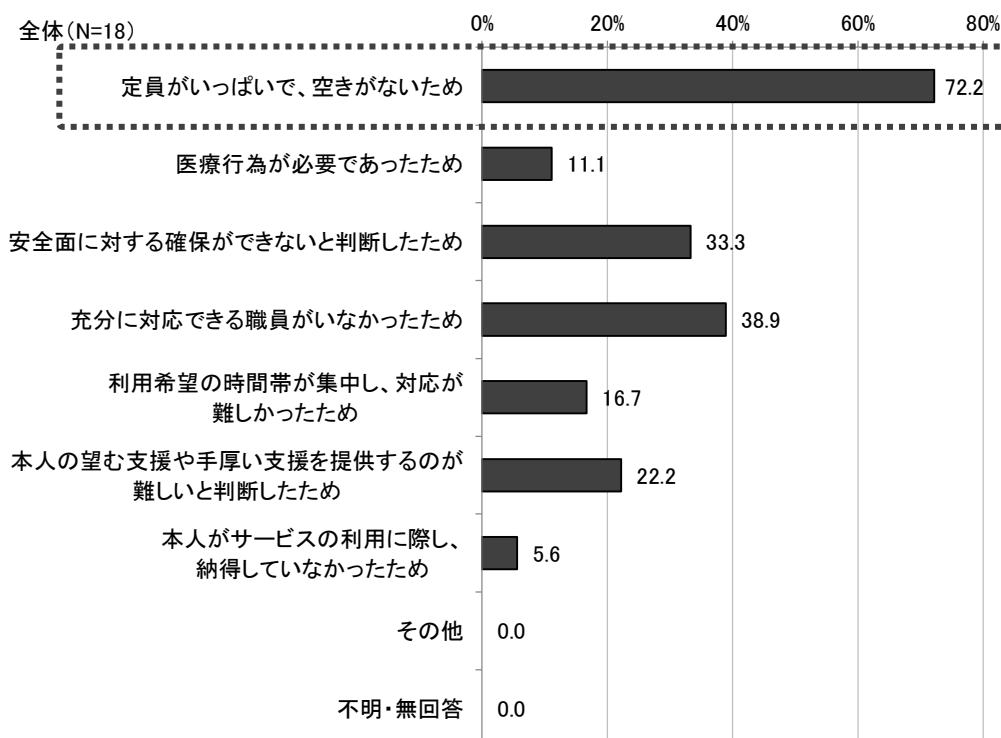
利用者のサービス利用を断ったケースの有無についてみると、「ある」が62.1%、「ない」が34.5%となっています。

具体的な理由についてみると、「定員がいっぱいで、空きがないため」が72.2%と最も多く、次いで「充分に対応できる職員がいなかったため」が38.9%、「安全面に対する確保ができないと判断したため」が33.3%となっています。

◆問1 サービスを断ったことがあるかどうか



◆問1-1 サービスを断ったことがあるかどうか



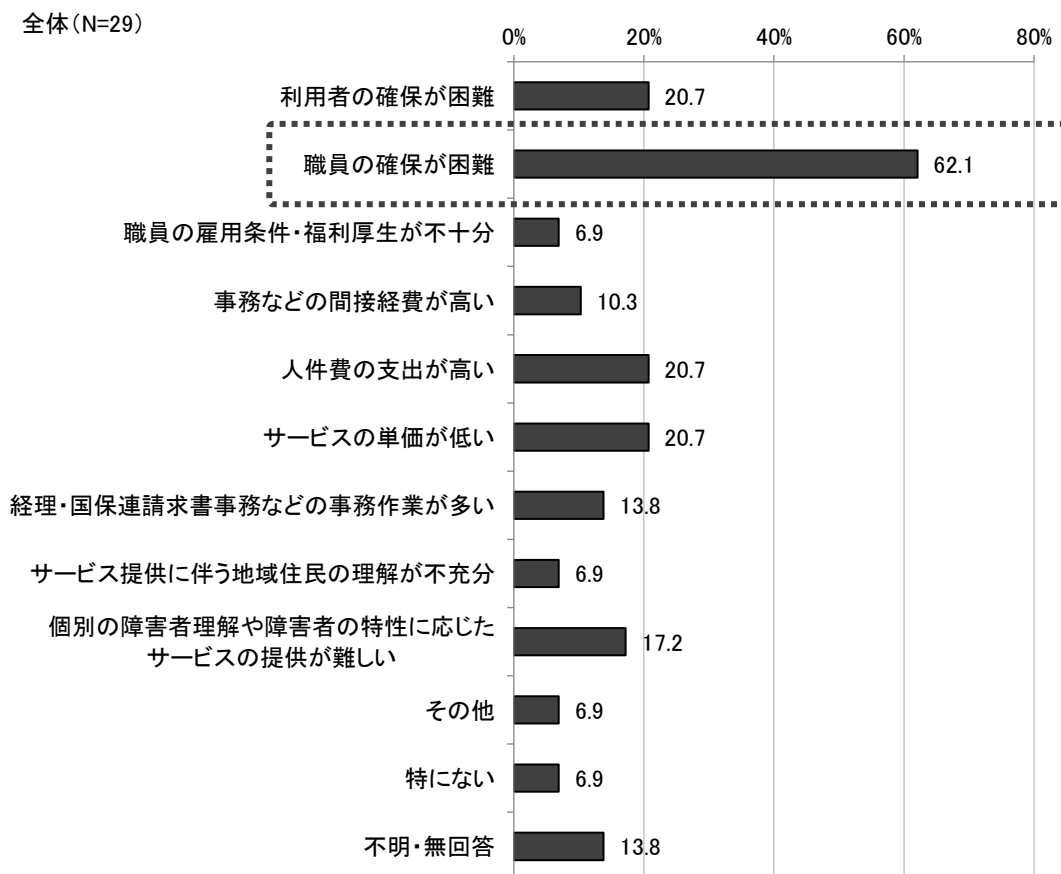
〈事業展開の課題・問題〉

〔問3〕貴事業所が事業展開する上での問題点・課題はありますか。

事業展開する上での問題点・課題についてみると、「職員の確保が困難」が62.1%と最も多く、次いで「利用者の確保が困難」「人件費の支出が高い」「サービスの単価が低い」が20.7%、「個別の障害者理解や障害者の特性に応じたサービスの提供が難しい」が17.2%となっています。

POINT

○サービスの利用を断ったケースにおいて、充分に対応できる職員がいなかったと答えた事業所も多くなっており、今後は、障害のある人のニーズと事業所の状況を把握しながら、サービスを提供する必要があります。



〈障害のある人の取り巻く環境〉

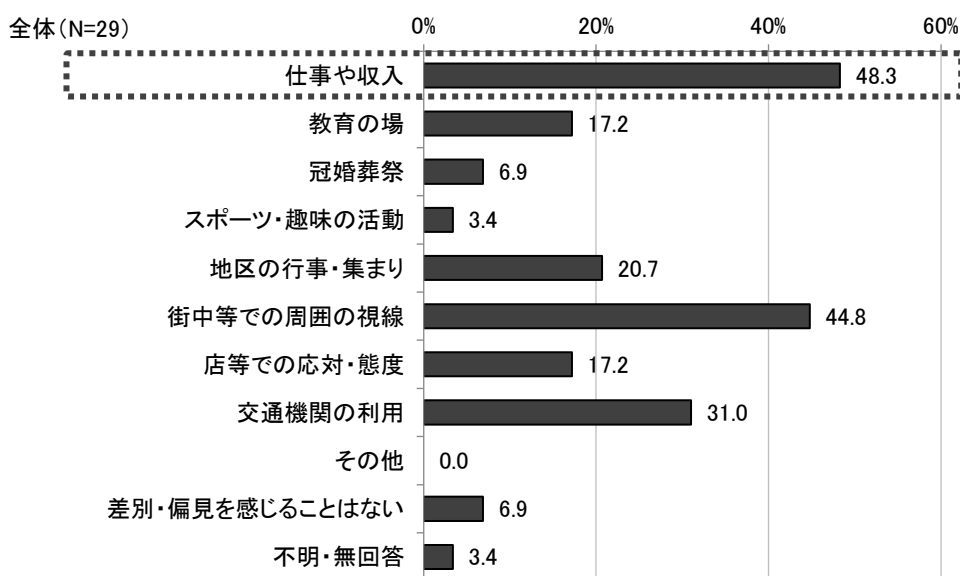
〔問7〕どのようなところに、障害者に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じますか。

〔問8〕障害者に対する差別・偏見は改善されていると思いますか。

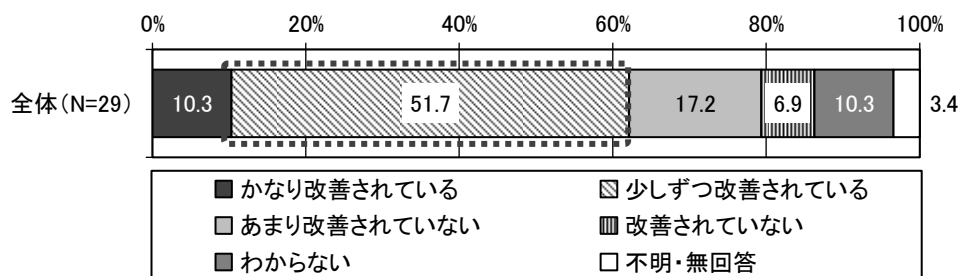
障害者に対する差別・偏見・配慮のなさを感じる場所についてみると、「仕事や収入」が48.3%と最も多く、次いで「街中等での周囲の視線」が44.8%となっています。

障害者に対する差別・偏見は改善されていると思うかについてみると、「少しずつ改善されている」が51.7%と最も多くなっています。

◆問7 差別・偏見、配慮のなさを感じるか



◆問8 差別・偏見が改善されているかどうか



(3)障害者関係団体に対するアンケート調査

〈障害者をめぐる課題を解決していくために必要なこと〉

生活支援

- 現在は小学生なので学校での支援や療育施設での訓練等ある程度は支援を受けられる環境ではあるが、中学生以上の療育施設の利用は制限があり、また学校を離れてから支援が少ないように感じている
- 軽度の障害の人でも社会に出てから親以外に頼れる人や施設等がこの先できたらいいと思う。(例えば一人暮らしの様子を定期的にみてくれる制度など)
- 親亡きあと、一人暮らしなど自立した生活が送れるようにして欲しい
- 家族のサポートだけでなく、地域のボランティアに助けていただけたら、障害者への理解も深まると思う

生活環境

- グループホームなどの充実やヘルパーの増加等
- 歩道の整備や信号のある横断歩道等を増やし障害者に分かりやすく安心して渡れる道になるようにして欲しい
- 移動手段の確保、公共交通の空白地帯の解消
- 他の人と交わる機会が少ないので多くの人と交流できる場の設定
- 住み慣れた地域で安心して暮らせたらいいと思う

雇用・就業

- 障害者枠または就労継続支援A型・B型の増加など、就労先の確保が必要
- 就業先の同僚とのコミュニケーションが築けること
- 十分な収入を得ることができ社会の一員として活躍できることを自信に持つことができ、心の健康を保てる世の中になって欲しい
- 就職後の支援、ジョブコーチの確保
- 職場でも障害者に対する配慮
- 障害者ほっとライン、弁護士電話相談等の窓口があるが身近に利用できるようにして欲しい

保健・医療

- 障害特性に応じた医療体制の充実
- 重度の障害者に対して訪問介護、リハの助成が受けられるようになればいい
- 淡路島内の障害者に専門性の高い医療機関が必要

情報コミュニケーション

- 困っている人に声をかけることが必要だと思う
- 新型コロナウイルス感染症対策でマスク越しの会話の不自由さをはじめ様々なコミュニケーションのあり方についてだれもが考えさせられたと思う
- コミュニケーションのユニバーサルデザインや様々な基準について見直し等が必要
- 視覚・聴覚障害の方が健常者の方ともしっかりコミュニケーションがとれれば良い
- 行政から情報提供が必要
- 障害者の集える場所の確保

障害者の社会参加

- 学校・部活・勉強で忙しく参加できないことが多い
- 学生のうちは学校や地域等にも理解が進んできているが、成人以降の社会参加が課題
- 一見わかりにくい障害は努力だけでは解決できないことがある
- 本人の能力に応じた多様な選択肢があれば障害者の社会生活も充実すると思う
- 障害を持っていても、自立して最小限のサポートで生きていけるように、社会の人に理解して欲しい

広報・啓発

- 健常者を巻き込んだ広報啓発が必要
- 地域住民との交流の促進し、情報が伝わる仕組みづくり
- 障害者とその家族に対しての理解が少しずつ進んでいるとはいえ、まだサポートが必要な人に対して、社会の目が冷たいなど感じる
- これから本人の自立をサポートする家族だけではなく、社会全体であたたかい目を見て、サポートする時代になって欲しい

5. 課題のまとめ

(1)障害者手帳所持者の傾向

統計資料、アンケート調査の結果からみても、障害のある人とその家族の高齢化が進行していることがわかります。今後の人口推計によれば、本市全体の人口減少に合わせて、高齢者人口も減少すると見込まれていますが、障害者手帳所持者の中には、高齢者になってからはじめて手帳を所持する人も多く、障害者手帳所持者は今後も横ばいもしくは増加すると予測され、今後も動向を注視する必要があります。

障害のある人の介助者の多くは、その家族となっています。障害のある人が将来に抱える不安として、介助をしてもらっている家族がいなくなることをあげる人が多くなっています。

今後は、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするためには、切れ目のない支援を実現することが必要となっています。



〈課題のポイント〉

- 高齢化の進行は今後さらに進む
- 障害者手帳所持者は高齢者になってから所持するケースも多く、今後も減少せず、横ばいもしくは増加する可能性がある
- 介助・介護者は障害者手帳所持者の親が多く、親の高齢化も問題となっている

(2)理解促進の必要性

障害のある人の理解促進について、アンケート調査の結果では、障害のある人に対する理解が進んだと感じていない人は半数以上となっています。日常生活において、地域の行事、集まり、お店等の対応で、差別や偏見等を受けたと感じる人が多くなっています。一方、障害のある人にかかわっている事業所からみた理解促進については、少しずつではあるが進んでいるといった意見もありました。

今後は、学校教育やイベント等、あらゆる機会をとらえて障害のある人となない人の交流促進、幼少期からの理解啓発、地域の行事に参加しやすい環境づくりを図っていく必要があります。



〈課題のポイント〉

- 差別や偏見等について、障害者に対する理解が促進している部分もあれば、地域の行事やお店等の対応で差別や偏見等を受けたと感じる人が多くなっている
- 学校教育と連携し、幼少期から交流ができる環境をつくることや地域の行事で参加しやすい環境づくり等が求められている

(3)緊急時の対応

アンケート調査の結果では、高齢者や障害者等の災害時に自力で安全な場所に避難することが困難ないわゆる「避難行動要支援者」の安全を守るための「避難行動要支援者名簿」について、登録していないと回答した人が7割以上となっており、制度の普及が求められています。災害が起きた時の避難について、誰かの声かけ・介助がなければ避難できないと回答した人が多く、避難行動要支援者名簿への登録の必要性が高まっています。



〈課題のポイント〉

- 避難行動要支援者名簿に登録していない人が多く、登録していない人の多くは避難行動要支援者名簿を知らない人が多い
- 地域での見守りの重要性が高まる中、日ごろからの地域のつながりの重要性が高まっている

(4)障害福祉サービスの提供体制

事業所を対象としたアンケート調査の結果では、事業所の定員に達し、サービスの利用を断ったことがあると回答した事業所が多くなっています。事業所における人材不足は深刻化しており、障害福祉サービスを提供する上で大きな課題となっています。

本市単独で提供が困難な障害福祉サービスもあり、今後は兵庫県、淡路圏域内の3市と連携して、障害者のニーズに対応する必要があります。そのため、障害福祉サービスのニーズを的確にとらえ、高齢者の手帳所持者が多いことから介護保険サービス事業所の共生型サービスを検討するなど、需要と供給のバランスを保つための協議を進める必要があります。



〈課題のポイント〉

- 障害福祉サービス事業所の人材不足が課題となっている
- 障害者のニーズを捉えた障害福祉サービスの提供体制の強化が求められている

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

自分らしく 安心して暮らせる地域を ともにつくる まちづくり

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「第 2 次洲本市障害者基本計画」において掲げた 3 つの理念「意思決定支援」、「自己選択・自己決定」、「共生」に基づき、一人ひとりが互いを認め合い、自分らしい暮らしを支えることのできる障害福祉を推進してきました。

障害のある人が自ら望む生活を「自分で選び」、「自分で決める」ことができる環境整備を進め、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現させることが必要となっています。障害の有無にかかわらず誰もがお互いの人格と個性を尊重し合い、さらには地域で役割をみつけ、活躍できる共生社会の実現が望まれています。

本計画においては、この 3 つの理念を踏まえ、新たに「自分らしく 安心して暮らせる地域を ともにつくる まちづくり」を理念に、障害のある人への支援を総合的かつ計画的に推進していきます。

意思決定支援

障害のある人が、自分らしく生き生きと暮らすための意思決定を支える地域社会の実現

対応する
言葉

自分らしく

自己選択・ 自己決定

障害のある人が住み慣れた地域で、自らの生き方を主体的に選択し、決定できる地域社会の実現

対応する
言葉

安心して暮らせる地域

共生

障害のある人が地域の一員として共に暮らし続けるなかで、“つながり”や“ふれあい”等を通じてともにつくる地域社会の実現

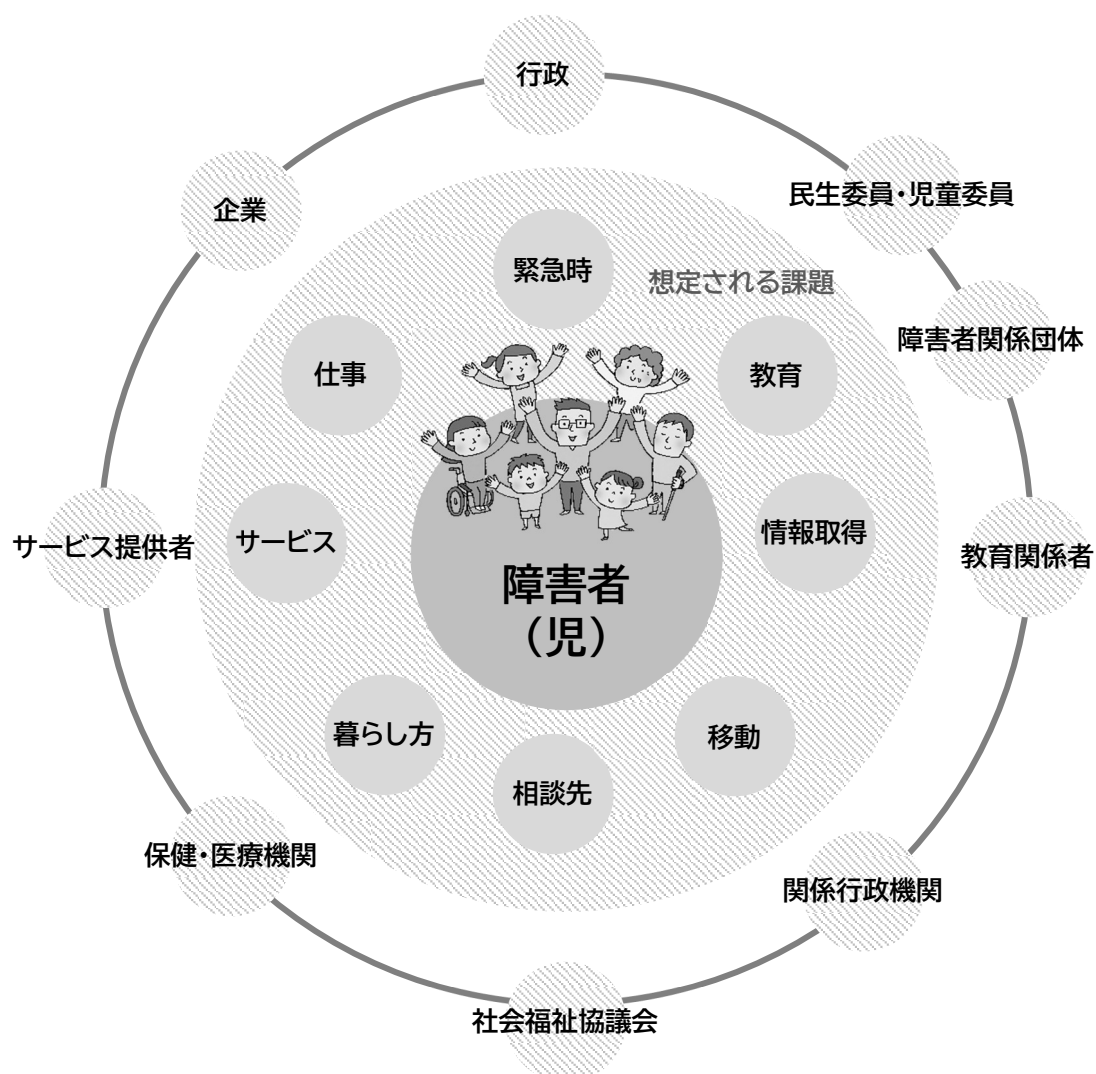
対応する
言葉

ともにつくるまちづくり

2. 施策の分野

国の第4次障害者基本計画と整合を図り、本計画における施策分野を次のとおりとします。

- 1 安全・安心な生活環境の充実
- 2 情報提供と意思疎通支援の充実
- 3 防災、防犯等の推進
- 4 差別の解消・権利擁護の推進と障害者理解の促進
- 5 自立した生活支援の推進
- 6 保健・医療の充実
- 7 雇用・就業等の支援
- 8 教育、文化芸術活動・スポーツ等の充実



3. 施策体系

施策分野	施策の方向	主な取組
1 安全・安心な生活環境の充実	1. 住み慣れた地域で生活できる住宅の確保	○グループホームの整備促進と利用者への支援 ○住宅のバリアフリー化の促進 ○市営住宅への障害者の入居支援 ○市営住宅における福祉環境整備の推進 ○市営住宅のグループホーム事業への活用
	2. バリアフリー化及びユニバーサル社会づくりの推進	○公共施設の整備等 ○道路環境の整備 ○福祉のまちづくりの推進 ○障害者用駐車場の確保と利用促進
	3. 交通・移動手段の確保	○公共交通機関の維持 ○外出時の移動手段の確保 ○安心して外出するための支援 ○自家用自動車の活用支援 ○交通体系の充実に向けた検討

施策分野	施策の方向	主な取組
2 情報提供と意思疎通支援の充実	1. 情報提供の充実	○障害者福祉に関する情報提供の充実 ○視覚障害者に配慮した情報提供 ○ホームページの充実
	2. 意思疎通支援の充実	○手話通訳者等の派遣の推進 ○手話通訳者等の養成の推進 ○情報・意思疎通支援用具の給付等による支援 ○「意思疎通支援」「意思決定支援」の推進 ○市役所における窓口対応の配慮

施策分野	施策の方向	主な取組
3 防災、防犯等の推進	1. 防災対策の推進	○防災訓練への参加促進 ○障害特性に配慮した情報伝達体制の整備 ○要配慮者の避難支援体制の整備 ○避難行動要支援者プランの作成 ○福祉避難所の整備と周知 ○避難先での安全・安心の確保 ○防災知識等の普及・啓発 ○災害時の医療的支援体制の整備 ○実効性のある防災対策の推進
	2. 防犯対策の推進	○地域防犯体制の充実 ○防犯知識等の普及・啓発 ○青色防犯パトロールによる犯罪抑止 ○消費生活に関する相談・救済及び消費者被害の啓発の推進
	3. 感染症対策等の推進	○感染症の予防と蔓延防止対策の実施 ○サービス提供に関する対策の実施

施策分野	施策の方向	主な取組
4 差別の解消・権利擁護の推進と障害者理解の促進	1. 障害を理由とする差別の解消と権利擁護の推進	○障害者差別解消への取組の充実 ○障害者虐待防止センターの運営 ○障害者虐待防止法及び障害者虐待防止センターの周知 ○成年後見制度の利用支援 ○日常生活自立支援事業の周知 ○人権意識の高揚に関する取組の推進
	2. 障害者理解の促進及び広報・啓発の推進	○広報紙や各種行事等を通じた広報・啓発の充実 ○学校における福祉教育の推進 ○地域における福祉教育の推進 ○市職員の障害者理解の促進及び行政機関等における配慮 ○選挙における投票環境の向上と投票機会の確保 ○ボランティア育成の推進 ○ヘルプマーク、市民みまもりカードの普及啓発

施策分野	施策の方向	主な取組
5 自立した生活支援の推進	1. 相談支援体制の充実	○障害者相談支援事業の実施 ○基幹相談支援センターの充実 ○計画相談支援の提供体制の充実 ○地域における相談体制の充実 ○自立支援協議会の運営 ○相談機関等の周知 ○相談機関相互の連携の推進 ○専門相談機関との連携 ○質的向上における研修の充実
	2. 在宅サービス等の充実	○訪問系サービスの充実 ○日中活動の場の充実 ○福祉的就労の場等の充実 ○地域生活の場の確保 ○計画相談支援の円滑な実施 ○地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の周知と利用促進 ○施設入所者の地域移行の促進 ○地域移行体制の支援 ○生活支援を支えるサービスの質の向上 ○地域生活支援拠点の検討
	3. 障害児支援の充実	○障害児相談支援の円滑な実施 ○一貫した支援の充実と継続 ○在宅サービス及び障害児通所支援の提供 ○障害児保育・特別支援教育の充実 ○放課後等の支援の充実 ○障害児に関する相談機関相互の連携強化 ○気づきの段階からの親への支援 ○専門機関との連携強化

施策分野	施策の方向	主な取組
6 保健・医療の充実	1. 保健・医療等の充実	○障害者の専門的医療に関する地域医療連携体制の充実 ○在宅（地域）における医療的ケア及び生活訓練提供体制の充実 ○必要な医療・相談につなげるための体制づくり ○障害者の歯科医療体制の充実 ○自立支援医療の給付 ○重度障害者医療費の助成
	2. 精神保健・医療の充実	○こころの健康づくりを進める環境の充実 ○精神保健相談の充実 ○地域の中での安心できる環境づくり ○関係機関の連携強化 ○地域相談支援の利用促進 ○家族等の交流機会の確保
	3. 難病患者に関する施策の推進	○難病患者等に対する障害福祉サービス等の周知と提供 ○難病患者の特性理解の促進
	4. 障害の原因となる疾病等の予防及び発達支援	○乳幼児期からの生活習慣病の発症及び重症化の予防 ○親への早期支援 ○医療、保健、福祉、教育の一貫した支援体制の強化 ○専門機関との連携強化

施策分野	施策の方向	主な取組
7 雇用・就業等の支援	1. 雇用・就業への支援	○事業主への広報・啓発及び情報提供の充実 ○障害者本人や家族等への広報・啓発及び情報提供の充実 ○職場実習の受入 ○特別支援学校との連携 ○授産品の販売場所・機会の確保 ○市における障害者雇用の推進 ○障害者雇用に関する啓発 ○職場定着支援の充実と関係機関との連携強化 ○福祉的就労の場の充実 ○障害者就労施設等からの物品等調達の推進
	2. 経済的自立への支援	○公的年金制度の周知 ○公的手当の給付 ○各種制度の周知 ○生活福祉資金貸付事業の周知 ○日常生活自立支援制度の周知

施策分野	施策の方向	主な取組
8 教育、文化芸術活動・スポーツ等の充実	1. インクルーシブ教育システムの構築	○就学前の特別な支援を必要とする幼児の受入 ○就学指導・教育相談の充実 ○特別支援教育の充実 ○スクールアシスタント・介助員の配置 ○教職員の専門性の向上 ○共生教育の充実 ○学校施設のバリアフリー化
	2. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	○スポーツ・レクリエーション活動の振興 ○スポーツ・レクリエーション施設の充実 ○文化芸術活動への支援 ○交流活動の促進 ○生涯学習の推進



第2部 障害者基本計画

8つの分野別に施策を掲載しています。

分野1 安全・安心な生活環境の充実



1. 住み慣れた地域で生活できる住宅の確保

◆現状・課題◆

- 障害者が地域で安心して生活するためには、地域生活の基盤となる住環境の整備が重要となり、障害者が相談援助などを受けながら共同生活を行うグループホームの拡充とともに、バリアフリーに配慮した市営住宅の活用が求められています。
- 重度の身体障害者の地域生活を支えるため、居住する住宅のバリアフリー化への支援が求められています。



方向性

- 利便性の高い市街地でのグループホームの整備を促進するとともに、障害者の生活に適した市営住宅等の供給に努めます。

◆主な取組

取組名	グループホームの整備促進と利用者への支援	担当課	福祉課
内容	利便性の高い市街地でのグループホームの整備を促進するため、社会福祉法人等の事業者に対して、グループホーム開設時における初度備品等の経費を助成するなど、グループホームの新規開設を促します。 その一方で、グループホーム利用者への家賃助成を行い、利用者の経済的負担の軽減を図ります。		
取組名	住宅のバリアフリー化の促進	担当課	福祉課
内容	身体障害者の在宅生活を支援するため、既存住宅のバリアフリー化のための改修費を助成します。		
取組名	市営住宅への障害者の入居支援	担当課	都市計画課
内容	障害者にあっては、市営住宅の入居募集時に単身者も受け付けます。		
取組名	市営住宅における福祉環境整備の推進	担当課	都市計画課
内容	市営住宅の建替時には、バリアフリーの視点に立った施設整備に努めるとともに、既設市営住宅にあっても、手すりやスロープ等の改修を進めます。		
取組名	市営住宅のグループホーム事業への活用	担当課	都市整備課 福祉課
内容	障害者の地域生活を支える住宅を確保するため、市営住宅の新たな活用策の検討を進めます。		

2. バリアフリー化及びユニバーサル社会づくりの推進

◆現状・課題◆

- 障害のある人にとって安全で快適な暮らしを実現するためには、利用度の高い公共施設や道路等において誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点が求められています。
- 公共施設や道路等における段差の解消をはじめスロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等、障害者の視点に立った施設環境を整えていく必要があります。

方向性

- 公共施設や道路等においてバリアフリー及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進め、障害者が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

◆主な取組

取組名	公共施設の整備等	担当課	各課
内容	障害者が安全に利用できるよう既存公共施設のバリアフリー化に努めます。 また、公共施設の建設にあたっては、バリアフリー新法や兵庫県福祉のまちづくり条例等に基づき、障害者や高齢者等、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った施設整備に努めます。		
取組名	道路環境の整備	担当課	建設課 用地課
内容	障害者の外出を支援し、歩行時の安全を確保するため、誘導用ブロックの整備、歩道の段差解消や歩車道の分離を進める等、障害種別に応じた歩行環境を整えます。		
取組名	福祉のまちづくりの推進	担当課	福祉課 介護福祉課
内容	バリアフリー新法や兵庫県福祉のまちづくり条例等の普及・啓発に努めます。		
取組名	障害者用駐車場の確保と利用促進	担当課	福祉課
内容	「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及に努め、障害者や難病患者等で歩行が困難な方が利用する障害者用駐車場の適正利用を図ります。		

3. 交通・移動手段の確保

◆現状・課題◆

- 移動手段を持たない障害者の社会参加を促すためには、社会基盤としての公共交通機関が不可欠です。
- 市内の移動が、車・バイクによる移動が中心となっている本市においては、公共交通機関（バス路線）やその他の移動手段等に関するニーズが多様化しています。
- 障害者が安心して日常生活を送ることができるよう、引き続き、公共交通機関の維持やその他の移動手段の確保等が必要となっています。

方向性

- 障害者や高齢者等を含め市民の誰もが利用しやすい交通・移動手段を確保するため、公共交通機関の維持に努めるとともに、障害者の外出や移動等を支援する福祉サービスの一層の充実を図ります。

◆主な取組

取組名	公共交通機関の維持	担当課	企画課 福祉課 介護福祉課
内容	障害者の通院、通所及び買物などの重要な交通手段となる公共交通機関の維持に努めます。		
取組名	外出時の移動手段の確保	担当課	福祉課
内容	公共交通機関等の利用が困難で移動手段を持たない障害者に対して、福祉タクシー利用料、バス運賃の助成を行い、外出時の利便性の向上を図ります。		
取組名	安心して外出するための支援	担当課	福祉課
内容	ひとりでの外出が困難な障害者に対して、ガイドヘルパーが付き添う移動支援や同行援護等のサービスを提供し、障害者の自立生活や社会参加等を促進します。		
取組名	自家用自動車の活用支援	担当課	福祉課
内容	身体障害者の社会参加を支援するため、自家用自動車の改造費用及び自動車運転免許取得費用の一部を助成します。		
取組名	交通体系の充実に向けた検討	担当課	企画課 福祉課 介護福祉課
内容	障害者や高齢者等を含めた市民の誰もが利用しやすい交通体系を総合的に推進します。		

分野2 情報提供と意思疎通支援の充実

1. 情報提供の充実

◆現状・課題◆

- 障害者が地域で生活していくうえで、福祉サービスなどの支援を自ら選び、活用していくためには、障害者に対する各種制度や生活に関する適切な情報提供等が必要となります。
- 障害者が福祉サービスなどの情報を充分に取得することが困難な場合もあるため、障害特性に応じた情報提供の充実がより一層求められています。
- 障害者に対して正しい情報を適切に伝えるためには、市の広報紙やホームページ等をはじめ多様な媒体を通じ、きめ細やかな情報提供に努めることが必要となっています。

方向性

- 障害者本人の意思による選択や決定等を支援するため、福祉サービスなどの生活に必要な情報を分かりやすく提供し、これを容易に取得できる環境を整えます。

◆主な取組

取組名	障害者福祉に関する情報提供の充実	担当課	福祉課
内容	自立支援協議会で作成している障害者施策全般をまとめた「主要福祉施策のあらまし」、社会資源を紹介した「福祉サポートマップ」及び、官民協働事業で作成した「洲本市障害福祉サービスの手引き」の内容の充実を図ります。 また、市のホームページを活用して、福祉サービスの情報などを分かりやすく提供します。		
取組名	視覚障害者に配慮した情報提供	担当課	福祉課
内容	市の広報紙を音訳した「声の広報すもと」を作成するほか、市からの郵便物に内容や部課名を記した点字テープを貼り付ける等、視覚障害者の特性に配慮した情報提供に努めます。		
取組名	ホームページの充実	担当課	広報情報課
内容	年齢的・身体的条件にかかわらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし、利用できるホームページの環境を整えます。		

2. 意思疎通支援の充実

◆現状・課題◆

- 障害者の社会参加を促進するためには、生活のあらゆる場面で意思疎通に対する支援が不可欠です。
- 意思疎通が困難な障害者にとっては、自らの意思決定にあたって支援者からの支援が必要になります。
- 様々な障害特性に対応した意思疎通支援の方法は、まだまだ十分に確立されておらず、障害者の意思疎通や意思決定等に際しては、より専門的な支援が求められています。

方向性

- 聴覚障害者への支援として、手話通訳者や要約筆記者の派遣等及び養成の充実に努めるとともに、知的障害者や発達障害者等の意思疎通支援を必要とする障害者に対して、意思を伝えやすくするツールの活用を検討します。

◆主な取組

取組名	手話通訳者等の派遣の推進	担当課	福祉課
内容	聴覚障害者の生活を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣事業を実施するとともに、事業の啓発に努めます。		
取組名	手話通訳者等の養成の推進	担当課	福祉課
内容	聴覚障害者の福祉に精通した手話通訳者や要約筆記者等、意思疎通を支援する人材の養成に努めます。		
取組名	情報・意思疎通支援用具の給付等による支援	担当課	福祉課
内容	補装具費支給事業による意思伝達装置の支給や日常生活用具給付事業としての点字ディスプレイやテレビ電話の給付等、障害者の情報収集、伝達及び意思疎通の支援に努めます。		
取組名	「意思疎通支援」「意思決定支援」の推進	担当課	福祉課
内容	知的障害者、発達障害者及び聴覚障害者など意思疎通支援を必要とする障害者が、ボードなどに描かれた絵や記号等を指さすことで意思を伝えやすくするコミュニケーションボードについて活用を促進します。		
取組名	市役所における窓口対応の配慮	担当課	総務課
内容	研修等を通じ、市職員の障害者理解の促進に努めるとともに、障害特性に応じた意思疎通技術の習得を図ります。 また、ローカウンターや機器等の施設整備を進め、窓口における障害特性に配慮した対応に努めます。		

分野3 防災、防犯等の推進



1. 防災対策の推進

◆現状・課題◆

- 災害発生時の避難や避難場所等、支援を必要とする障害者や高齢者等の要配慮者への配慮は大きな課題となっています。
- 気候変動の影響等によって台風等の自然災害が頻発化・激甚化しており、防災・災害時の対策の必要性が高まっています。
- 障害者の災害情報の取得、避難行動及び避難所での配慮された生活が課題となっており、本市においても要援護者の実状を把握し、避難支援に係る関係者等と連携を図りながら早急に支援体制を整えていく必要があります。
- 要配慮者の災害時における避難生活の場となり得る福祉避難所について、民間の福祉施設等を活用した新たな福祉避難所を設置するなど、要援護者が安心して過ごすことができる避難所の整備が求められています。

方向性

- 障害の有無にかかわらず、すべての市民が必要な情報を速やかに入手できる伝達方法を普及・啓発するとともに、災害発生時の避難行動に支援を必要とする要配慮者が、安全かつ的確に避難できるよう地域における避難支援体制を整えます。
- 福祉的配慮の整った福祉避難所の指定を進め、要配慮者が安心して過ごせる避難所の充実を図ります。

◆主な取組

取組名	防災訓練への参加促進	担当課	消防防災課
内容	市の総合防災訓練等の実施時に、要配慮者の訓練を取り入れるとともに、障害者の防災訓練への参加を促進します。		
取組名	障害特性に配慮した情報伝達体制の整備	担当課	消防防災課
内容	市内の防災等に関する情報を携帯電話等にメールで配信する「ひょうご防災ネット」の周知を図るとともに、登録を促進します。 また、音声による情報受信が困難な聴覚障害者に対して、情報バリアフリーに対応した専用様式を用い、ファックスによる災害情報を提供します。		
取組名	要配慮者の避難支援体制の整備	担当課	消防防災課 福祉課
内容	要配慮者への円滑な避難誘導などができるよう要配慮者の実状把握や情報の共有等に努めるとともに、地域における実効性のある支援体制を構築します。		

取組名	避難行動要支援者プランの作成	担当課	消防防災課 福祉課 介護福祉課
内容	災害発生時における避難行動要支援者の安全かつ的確な避難のため、個々の避難行動要支援者に対応した避難行動要支援者プランを福祉関係者と協力し、作成を推進します。		
取組名	福祉避難所の整備と周知	担当課	消防防災課 福祉課 介護福祉課
内容	社会福祉施設等と連携し、要配慮者に配慮した福祉避難所の整備に努めるとともに、その周知を図ります。		
取組名	避難先での安全・安心の確保	担当課	消防防災課 福祉課
内容	障害者が安心して避難生活を送ることができるよう障害特性に応じた福祉避難所のあり方の検討を図ります。		
取組名	防災知識等の普及・啓発	担当課	消防防災課
内容	障害者団体等への防災講習会等を通じ、障害者の防災に関する知識の普及・啓発に努めます。		
取組名	災害時の医療的支援体制の整備	担当課	消防防災課 健康増進課 サービス事業所
内容	障害者が災害時に必要な医療的ケアを受けることができるよう薬剤や必要物品等の確保に努めるなど、災害時の医療的支援体制を整えます。		
取組名	実効性のある防災対策の推進	担当課	消防防災課
内容	要配慮者への実効性のある防災対策を進めるため、福祉、防災の関係各課や地域の支援団体等とのさらなる連携に努めます。		

2. 防犯対策の推進

◆現状・課題◆

- 障害者にねらいを定めた犯罪が見受けられるようになり、これを未然に防ぐための支援策を講じる必要があります。
- 多発する消費者被害に遭いやすい障害者の利益擁護等を図るため、適切な情報提供や啓発のほか、障害者の立場にたった支援策が求められています。



方向性

- 警察や防犯協会等との連携を強化し、地域における自主防犯活動の促進など、地域防犯体制の充実を図ります。
- 消費生活センターの周知を図り、障害者の消費者被害の防止や被害からの救済等に努めます。

◆主な取組

取組名	地域防犯体制の充実	担当課	消防防災課
内容	犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、警察や防犯協会等をはじめ関係団体との連携を強化するとともに、防犯グループ等、地域の自主防犯活動を支援します。 また、「ひょうご地域安全ＳＯＳキャッチ」など電話相談窓口の周知を図ります。		
取組名	防犯知識等の普及・啓発	担当課	消防防災課
内容	広報紙や市のホームページ等を活用し、防犯等に関する知識の普及・啓発に努めます。		
取組名	青色防犯パトロールによる犯罪抑止	担当課	消防防災課 学校教育課
内容	青色回転灯を点灯させた公用車で市内をパトロールすることにより、犯罪の未然防止・抑止を図ります。		
取組名	消費生活に関する相談・救済及び消費者被害の啓発の推進	担当課	市民課
内容	市の消費生活センターで、消費生活相談による被害の救済に努めるとともに、被害の防止に向け、障害者やその家族を対象とした出前講座を開催するなど、消費者被害の理解を促します。		

3. 感染症対策等の推進

◆現状・課題◆

- 令和2年（2020年）に発生した、新型コロナウイルス感染症の流行は、感染によって高齢者が重症化しやすいことや介護施設等においてクラスターが発生したこと等を背景に、全国的に介護・福祉事業の在り方に変化をもたらしました。
- 障害のある人やその家族、サービス事業者等が安全で、安心できる環境づくりのため、新たな感染症や災害等への備えを強化していく必要があります。

方向性

- 国、県における新型コロナウイルス感染症対策等への対応と整合を図りながら、障害のある人やサービス事業者等に対する総合的な感染症対策・防災対策に取り組めます。

◆主な取組

取組名	感染症の予防と蔓延防止対策の実施	担当課	健康増進課 福祉課
内容	市内事業所で感染症が発生した場合に備え、感染拡大防止のための物品の備蓄を進めます。		
取組名	サービス提供に関する対策の実施	担当課	健康増進課
内容	保健所等の関係機関と連携を図りつつ、感染症対策に関する正しい知識の普及を進めます。 また、サービス提供に関する講習会等の開催を図ります。		

分野4 差別の解消・権利擁護の推進と障害者理解の促進

1. 障害を理由とする差別の解消と権利擁護の推進

◆現状・課題◆

- 障害者が地域で安心して生活を営むためには、障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止等のほか、成年後見制度の利用促進などの取組を進めることが重要です。
- アンケート調査の結果等を踏まえると、障害者への差別の解消や虐待の防止等のためには、広く市民に対して「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の周知を図り、権利侵害や虐待等について正しい理解を促進することが求められています。
- 障害者の権利擁護を図るため、意思決定に支援が必要な障害者に対する成年後見制度の適切な利用への支援が求められています。

方向性

- 「障害者差別解消法」への市民の関心を高め、障害を理由とする差別の解消を図るほか、「障害者虐待防止法」の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止に努めます。
- 障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の適切な利用を促進します。

◆主な取組

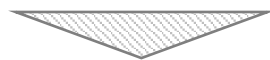
取組名	障害者差別解消への取組の充実	担当課	福祉課
内容	「障害者差別解消法」の趣旨等について市民の関心と理解を深めるため、効果的な広報・啓発を図ります。 また、法制度や国が策定する基本方針の趣旨に基づき、市職員の対応要領を作成するとともに、庁内でのさらなる法制度等の周知や浸透を図ります。		
取組名	障害者虐待防止センターの運営	担当課	福祉課
内容	障害者の権利擁護を図るため、障害者虐待防止センターを運営し、障害者虐待の通報や届出等に対する迅速かつ適切な対応に努めます。 また、虐待の未然防止や早期解決等に向け、相談支援事業所との連携を強化します。		
取組名	障害者虐待防止法及び障害者虐待防止センターの周知	担当課	福祉課
内容	障害者虐待の早期発見のため、市民に対して法制度や障害者虐待防止センター等の周知を図ります。		

取組名	成年後見制度の利用支援	担当課	介護福祉課 福祉課
内容	知的障害者や精神障害者等に対して、成年後見制度の周知を図り、適切な制度の利用を促進します。 また、後見業務を担う人材の育成を図ります。		
取組名	日常生活自立支援事業の周知	担当課	福祉課
内容	社会福祉協議会が行う知的障害者及び精神障害者を対象とした権利擁護の相談（権利擁護デスク）や金銭管理サービス等の諸制度について周知を図り、障害者の権利擁護を推進します。		
取組名	人権意識の高揚に関する取組の推進	担当課	市民課
内容	人権に関する市民講座などを通じ、市民に対して、人権理念の普及と意識の高揚を図ります。		

2. 障害者理解の促進及び広報・啓発の推進

◆現状・課題◆

- 障害者が住み慣れた地域で生活するためには、地域住民をはじめ障害者にかかわるすべての人々が障害者に対する正しい知識を持ち理解することが重要です。
- 広く市民に対して障害者理解の広報・啓発に努めるとともに、地域、学校及び事業所など障害者にとって身近なところから正しい情報の共有と障害者への理解促進を図る必要があります。
- 兵庫県においては、援助や配慮等を必要としていることが外見からはわかりにくい人に対して、周囲から援助を得られやすくなるようにヘルプマーク・ヘルプカードの配布を行っています。
- 市民のボランティア活動への参加を促進し、障害者とふれあえる機会の確保が求められています。



方向性

- 広く市民に対して障害者に関する正しい理解を促進するため、各種媒体や障害者団体等との連携により、幅広い広報・啓発に努めます。
- 学齢期からの福祉教育の実践をはじめ地域や職場等における福祉教育を推進します。

◆主な取組

取組名	広報紙や各種行事等を通じた広報・啓発の充実	担当課	福祉課
内容	市の広報紙やホームページ等を通じ、障害者支援などの取組に関する広報・啓発に努めるほか、自立支援協議会での「障害者のつどい」を通して、市民への障害者理解を促進します。		
取組名	学校における福祉教育の推進	担当課	教育委員会
内容	小・中学校における「総合的な学習の時間」及び「特別活動」を通じ、児童生徒への福祉教育に取り組み、学齢期から障害者に対する正しい理解や認識等を育てる教育を推進します。		
取組名	地域における福祉教育の推進	担当課	福祉課
内容	公民館等の社会教育関連施設と連携を図り、障害者に対する理解を深めるための講座や教室等を開催し、市民が福祉教育に触れることができる機会を確保します。		
取組名	市職員の障害者理解の促進及び行政機関等における配慮	担当課	総務課
内容	障害福祉に関する市職員への研修を通じ、障害者理解の促進を図るとともに、窓口等において、障害者への適切な対応に努めます。		
取組名	選挙における投票環境の向上と投票機会の確保	担当課	選挙管理委員会
内容	投票所の段差解消や投票時の人的介助等の障害者に配慮した投票環境を整えます。 また、指定病院等における不在者投票を引き続き実施するとともに、郵便等による不在者投票制度の周知を図るなど、障害者の投票機会の確保に努めます。		
取組名	ボランティア育成の推進	担当課	福祉課
内容	社会福祉協議会と連携し設置している洲本市ボランティアセンターが実施するボランティア講座の周知を図り、市民のボランティア活動への参加を促進します。		
取組名	ヘルプマーク、市民みまもりカードの普及啓発	担当課	福祉課
内容	援助を必要とする障害者等がいざという時に必要な支援や配慮が得られるよう必要な方へ配布するとともに、市民・事業者等に対して、認知度の向上のための周知啓発を推進します。		

分野5 自立した生活支援の推進



1. 相談支援体制の充実

◆現状・課題◆

① 相談支援の充実強化

- 障害者やその家族等が地域で安心して暮らし、必要なサービスを利用しながら自立と社会参加を実現していくためには、身近な地域で様々な相談をすることができ、適切な支援へとつなげていく相談支援の役割が重要となっています。
- 近年、発達障害を抱えながら、発見に至らず、成人を迎え、社会に適応することが困難な若者の事例が問題視されています。
- 支援を必要とする人が増えている中、これらの障害者の特性やニーズ等を踏まえた支援とともに、複雑・多様化する相談内容への対応など、質の高い相談支援が求められています。

方向性

- 障害福祉サービスを利用する際に必要な「計画相談支援」の円滑な提供体制を確保するとともに、身近で気軽に相談できる「委託相談支援」を継続して実施します。
- 障害者の多様な特性や法制度の変化等に対応できる質の高い相談支援の充実を図ります。

② 相談支援ネットワークの連携強化

- 相談支援を効果的に実施するためには、相談支援専門員をはじめ医療、保健、福祉、教育など関連する分野の関係者とのネットワークの構築を図ることが重要です。
- 地域共生社会の実現に向けて、多職種協働による一体的な相談支援を実施するため、関係機関との連携の強化が求められています。
- 自立支援協議会において、県の「障害者等相談支援コーディネート事業」の淡路圏域コーディネーターと共に地域の相談支援の充実に向け、相談支援体制の核となる役割を担う存在が必要となってきています。

方向性

- 障害者が抱える様々なニーズに対応していくために、相談支援専門員をはじめとした地域の支援者間のネットワークの構築を図り、多職種協働による一体的な相談支援に努めます。

◆主な取組

取組名	障害者相談支援事業の実施	担当課	福祉課
内容	障害者やその家族等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用に関する支援等、相談の内容に対応した支援を行うため、委託相談支援事業所と連携を図りながら相談支援業務を実施します。		
取組名	基幹相談支援センターの充実	担当課	福祉課
内容	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施する基幹相談支援センターの充実を図ります。		
取組名	計画相談支援の提供体制の充実	担当課	福祉課
内容	障害者の利用意向等を踏まえたサービス等利用計画の作成を推進するため、事業者等に対して、相談支援専門員及び相談支援事業所の増加を促し、計画相談支援の提供体制の充実を図ります。		
取組名	地域における相談体制の充実	担当課	福祉課
内容	障害者やその家族等が当事者としての経験等を生かして相談業務を担う身体、知的及び精神の各障害者相談員を養成するほか、民生委員・児童委員に対して相談活動に必要な情報提供に努めるなど、地域における相談体制の充実を図ります。		
取組名	自立支援協議会の運営	担当課	福祉課
内容	関係機関で構成する自立支援協議会において、地域の課題を共有し、相談支援機能の向上と関係機関の連携を図ります。		
取組名	相談機関等の周知	担当課	福祉課
内容	相談支援や障害福祉サービス事業所等についてまとめた「淡路地域福祉サポートマップ」を活用し、相談支援事業所等の社会資源の周知を図ります。		
取組名	相談機関相互の連携の推進	担当課	福祉課
内容	自立支援協議会の相談支援事業所部会での情報交換等を通じ、行政と相談支援事業所、相談支援事業所間の連携を強化します。		
取組名	専門相談機関との連携	担当課	福祉課
内容	発達障害者の相談環境の充実を図るため、「ひょうご発達障害者支援センター（クローバー）」の定期的な巡回相談を推進するほか、触法障害者への相談支援を充実させるため、「地域生活定着支援センター（ウィズ）」など、県の専門相談機関との連携を図ります。		
取組名	質的向上における研修の充実	担当課	福祉課
内容	法制度の改正に的確に対応できる相談支援体制を整えるため、自立支援協議会において、支援者等を対象とした研修を実施します。		

2. 在宅サービス等の充実

◆現状・課題◆

① 障害者の生活支援の充実

- 障害者の自立と社会参加を図るためには、必要とする障害福祉サービスやその他の支援等を受けながら、障害者が自ら、どこで誰と生活するかについて選択できることが重要です。
- 本市ではこれまで、相談支援体制の整備とともに、ホームヘルプ等の訪問系サービスや日中活動の場の充実等、また、グループホームなどの住まいの場の確保といったサービスの充実を図ってきました。
- 障害者の地域生活の実現とともに、施設入所者や精神障害者等のさらなる地域移行や重度障害者等の地域生活への支援といった多様なニーズにも対応していくためには、これまで以上の障害福祉サービスの量的拡大と様々な障害特性に対応し得る質的向上を図っていく必要があります。

方向性

- 障害者の自立生活を支援するため、障害福祉サービスを提供する事業者の量的拡大と障害特性に対応し得る質的向上を支援します。

② 「地域相談支援」としての「地域移行支援」・「地域定着支援」の周知と活用

- ピアサポーターの活用などによる精神障害者の地域生活への移行や地域定着の支援等が展開されている一方で、まだまだ多くの身体及び知的障害者が施設での生活を余儀なくされています。
- 在宅で生活している障害者からは、家族の加齢による親亡き後への不安の声も寄せられています。
- 障害者の地域移行を促進し、地域での暮らしを支えていくためには、障害者やその家族等に対して、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）制度の周知を図り、その活用を促進することが必要となっています。

方向性

- 障害者が地域で暮らし続けるために、障害者や関係者等に対して、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の周知と利用促進を図ります。

◆主な取組

取組名	訪問系サービスの充実	担当課	福祉課
内容	障害者の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護等の訪問系サービスの充実を図ります。 また、障害者の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援等の外出支援サービスの充実を図ります。		
取組名	日中活動の場の充実	担当課	福祉課
内容	障害者の地域で自立した生活を支援するため、生活介護事業等の日中活動の場を確保するとともに、創作活動や社会交流の機会等を提供する地域活動支援センターの機能の充実を図ります。		
取組名	福祉的就労の場等の充実	担当課	福祉課
内容	経済基盤の確保や働くことによる生きがい等につながる就労継続支援事業所の充実を図るため、社会福祉法人等の事業者に対して、事業への参入や拡大等を促進します。 また、一般就労に必要な知識等の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業所の充実を図ります。		
取組名	地域生活の場の確保	担当課	福祉課
内容	利便性の高い市街地でのグループホームの整備を促進するため、社会福祉法人等の事業者に対して、グループホーム開設初年度における備品等の経費を助成するなど、新規開設を促します。 その一方で、不足しているサービスについて、新規事業所の参入や量的拡大等を支援するため、空き家等の活用の可能性を検討していきます。		
取組名	計画相談支援の円滑な実施	担当課	福祉課
内容	計画相談支援を円滑に実施することにより、障害者本人が望む暮らしを「サービス等利用計画」に可視化し、様々なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図ります。		
取組名	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の周知と利用促進	担当課	福祉課
内容	支援者等を通じて、障害者への地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）制度の周知を図り、その利用を促進します。		
取組名	施設入所者の地域移行の促進	担当課	福祉課
内容	施設入所者の地域移行の促進を図るため、施設入所者を定期的に訪問し、地域移行への必要な支援の把握に努めます。 また、地域移行、地域定着に関する先進事例を研究し、先進地との連携を図ります。		

取組名	地域移行体制の支援	担当課	福祉課
内容	入所施設や相談支援事業所等と連携を図り、施設入所者の地域移行を進める体制づくりを支援します。		
取組名	生活支援を支えるサービスの質の向上	担当課	福祉課
内容	自立支援協議会の相談支援事業所部会、サービス管理者連絡会及び居宅支援部会との連携を通じて、人材育成をはじめとしたサービスの質の向上に努めます。		
取組名	地域生活支援拠点の検討	担当課	福祉課
内容	国が掲げる障害者の地域生活を支援する機能の集約等を担う拠点について、整備の手法も含め検討を図ります。		

3. 障害児支援の充実

◆現状・課題◆

① 継続的な支援体制の充実

- 子どもの成長は早く、成長過程に応じて必要とされる支援も様々で、就学前と就学後では、求められる支援も異なります。
- 親が子どもの育ちに不安を抱く「気づき」の時期も様々で、子どもへの支援は、親の「気づき」の段階で、適切な支援が必要とされるのはもちろんのこと、支援が途切れがちな就学前と就学後の円滑な継続支援も必要です。

方向性

- 「気づき」の段階から支援の充実を図るとともに、「つむぐファイル（＝サポートファイル）」等を活用して、乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を進めます。
- 医療、保健、福祉、教育の連携を深め、相談援助をはじめとした継続的な支援体制を整えます。

② 療育体制の充実

- 子どもが地域で共に育ち合うためには、保育所等及び学校における支援の充実と支援者の理解が不可欠です。
- 医療的ケアを受ける子どもに対しては、高い専門性が求められるため、支援者と医療機関との連携が重要な役割を果たします。
- 児童通所施設ではセラピスト等による療育支援に対するニーズが高いため、療育支援体制の一層の強化が求められています。

方向性

- 支援者に対して、障害児の特性理解の促進を図るとともに、障害児の健全な育成のため保育所等での受入れ体制を整えます。
- 成長過程に応じた支援を適切に行うため、児童発達支援や放課後等デイサービス等をはじめとする療育支援体制の充実を図ります。

◆主な取組

取組名	障害児相談支援の円滑な実施	担当課	福祉課
内容	障害児相談支援から得られたニーズを「障害児支援利用計画」に反映し、計画に基づいた福祉サービスの充実を図ります。		
取組名	一貫した支援の充実と継続	担当課	福祉課 健康増進課
内容	「つむぐファイル（＝サポートファイル）」の活用等により、ライフステージの移行期に支援が途切れないよう支援者間の連携を強化し、一貫した支援の充実を図ります。		
取組名	在宅サービス及び障害児通所支援の提供	担当課	福祉課
内容	障害児が児童発達支援や放課後等デイサービス等の福祉サービスを身近な場所で受けることができるサービス提供体制の充実を図ります。		
取組名	障害児保育・特別支援教育の充実	担当課	教育委員会 子ども子育て課
内容	障害の有無にかかわらず地域で暮らす、すべての子ども達が共に育ち合える保育や教育体制等を構築し、障害特性に対応した保育・教育環境の充実を図ります。 また、保育所、認定こども園、幼稚園において、保育士、教職員の加配や研修等の実施により障害のある子どもの保育・教育環境の充実を図り、受入れ体制の整備に努めます。		
取組名	放課後等の支援の充実	担当課	子ども子育て課
内容	放課後児童クラブで受入れた障害児について、適切な保育ができるよう関係機関との連携を図ります。 また、居場所として利用できる日中一時支援等のサービスの充実を図ります。		
取組名	障害児に関する相談機関相互の連携強化	担当課	福祉課
内容	障害児にかかわる機関相互の連携を図り、支援の現状や法制度の改正等の共通理解に努めます。 また、個別の教育支援計画と障害児支援利用計画との連携を図ります。		
取組名	気づきの段階からの親への支援	担当課	福祉課 健康増進課 教育委員会
内容	親の育児不安などの軽減を図るため、健康診査や教育相談等の様々な機会を通じて、親の気持ちに寄り添った支援をします。		
取組名	専門機関との連携強化	担当課	福祉課
内容	「兵庫県立こども発達支援センター」、「ひょうご発達障害者支援センター（クローバー）」と連携し、地域での専門的な療育体制を整えます。		

分野6 保健・医療の充実



1. 保健・医療等の充実

◆現状・課題◆

- 障害者が安心して生活を営むためには、身近な地域で必要な医療を受けられることが大切です。
- 自宅で医療的ケアを必要としている障害者は、日常的な支援の大半を家族が担っており、家族の病気や災害発生時の医療的ケア等に不安を抱いています。
- 障害特性に応じた保健・医療サービスに関する情報が的確に伝わっていないことが主因と考えられ、今後は、より一層の的確な情報提供を図る必要があります。
- 障害のある人が健康でいられるよう健康の保持・増進や障害に起因する合併症の予防等の取組を進める必要があります。



方向性

- 障害者が重い疾病にかかることのないよう特定健康診査を受診しやすい環境を整えとともに、万一、医療が必要となった場合でも、安心して医療を受けられるよう地域の医療機関と専門医療機関の連携を強化し、災害時に強い地域医療体制を整えます。
- 障害の程度によって異なる健康保持や疾病予防等に関する様々な知識や情報の提供等に努めるほか、直接訪問を実施するなど、細やかな相談支援体制を整えます。

◆主な取組

取組名	障害者の専門的医療に関する地域医療連携体制の充実	担当課	健康増進課
内容	専門的医療を必要とする障害者が、住み慣れた地域で必要な医療を受けられることができるよう島内外の専門医療機関と地域医療機関が連携し、一体的な医療が提供できる体制を整えます。 また、災害時にも生活に必要な医療的ケアを継続して受けられることができる支援体制を整えます。		
取組名	在宅(地域)における医療的ケア及び生活訓練提供体制の充実	担当課	福祉課
内容	障害者に対する訪問診療、訪問看護のほか、訪問と通所による生活訓練を必要に応じて提供できる体制を整えます。		

取組名	必要な医療・相談につなげるための体制づくり	担当課	健康増進課
内容	障害者が特定健康診査を受診しやすい環境を整えます。 また、障害によって相談に赴くことが困難な方を対象にアウトリーチ（訪問支援）による相談指導を行います。		
取組名	障害者の歯科医療体制の充実	担当課	健康増進課 福祉課
内容	通院による歯科診療を受けることが困難な障害者に対して、口腔の健康保持、増進を図るため、訪問歯科相談を行います。		
取組名	自立支援医療の給付	担当課	福祉課
内容	身体障害者（児）が手術等によって障害の除去又は軽減が可能な場合に、必要な医療費を自立支援医療費として給付します。		
取組名	重度障害者医療費の助成	担当課	保険医療課
内容	身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１級又は療育手帳Ａ判定の方を対象として、障害者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。		

２．精神保健・医療の充実

◆現状・課題◆

- 近年、複雑かつ複合的な課題に直面することが多いなかで、こころの病やこころに悩み等を抱える人が増えています。
- 医療技術も進歩し、早期に適切な治療が施されれば、症状の安定や消失が可能であるといわれています。
- 早期に適切な治療に結びつくためには、こころの病に対する市民の正しい理解とこころの病を抱える人が気軽に相談を受けることができる支援体制を充実させる必要があります。
- 入院中の精神障害者にあっても、可能な限り退院と社会復帰を進め、安定した地域生活へと移行してもらう必要があります。そのためには、医療、保健、福祉のより一層の連携が求められます。



方向性

- こころの病や精神障害者等について市民が理解を深める機会を設けるとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- 精神障害者の地域移行や社会参加等を促進し、地域生活の定着を図るため、医療、保健、福祉の連携による精神障害者への支援体制を整えます。

◆主な取組

取組名	こころの健康づくりを進める環境の充実	担当課	健康増進課
内容	こころの病や精神障害者等に対する正しい知識を普及するため、学校、地域、職域における学びの場を増やします。 また、こころの病や悩みを抱える人等に早期に気づき、初期段階で適切な対応ができる環境を整えます。		
取組名	精神保健相談の充実	担当課	健康増進課 福祉課
内容	こころの悩みを抱えている人やその家族等を対象に精神科医や保健師等による個別相談を行い、地域における安定した生活を支援します。		
取組名	地域の中での安心できる環境づくり	担当課	福祉課
内容	精神デイケアや地域活動支援センター等、障害者本人の自主性が尊重され、安心して当事者同士の交流や地域の支援者等と接することができる場を提供します。		
取組名	関係機関の連携強化	担当課	健康増進課 福祉課
内容	治療を中断している精神障害者等の実態や課題等を共有し、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等の関係機関の一層の連携を図ります。		
取組名	地域相談支援の利用促進	担当課	福祉課
内容	精神障害者の地域生活への移行と定着を進めるため、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用を促進します。		
取組名	家族等の交流機会の確保	担当課	福祉課
内容	精神障害者を持つ家族等が、こころの病に対する理解を深め、互いに悩みを共有できる場の確保に努めます。		

3. 難病患者に関する施策の推進

◆現状・課題◆

- 難病は、原因が不明で治療方法も確立されていないことから、発症した場合、患者にとって精神的、経済的に大きな負担となります。
- 県においては、333 疾患を指定難病として医療費助成することで、難病患者の精神的、経済的負担の軽減に努めています。
- 難病患者に対する支援制度について周知を図る一方で、支援者等に対して、難病患者の特性を理解してもらうことが重要です。

方向性

- 難病患者とその家族の療養や生活上の悩み等を解消するため、専門的機関と連携しながら地域における難病患者への支援体制の充実を図ります。

◆主な取組

取組名	難病患者等に対する障害福祉サービス等の周知と提供	担当課	福祉課
内容	県健康福祉事務所等の専門機関と連携し、難病患者や関係機関等に対して、難病患者が障害福祉サービス等の対象となることの周知を図るとともに、難病患者への障害福祉サービス等の適切な提供に努めます。		
取組名	難病患者の特性理解の促進	担当課	福祉課
内容	障害福祉サービス提供事業者や相談支援専門員をはじめとした支援者等に対して、難病に関する研修を実施し、難病患者に関する理解を深める機会を提供します。		

4. 障害の原因となる疾病等の予防及び発達支援

◆現状・課題◆

- 自立した生活を送るためには、心身の健康が保たれていることが大切です。そのためには、障害の原因となる糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防等に努めることが重要です。
- 発達の仕方が気になる子どもを持つ親は、育児不安を抱えることが多く、正しい理解や適切な支援等が得られないまま成長期を過ぎると、不登校や引きこもり等といった二次的な障害を引き起こしやすいとの報告もあります。
- 親や家族等も含めた関係者等の発達障害に対する正しい理解の促進を図る必要があるほか、発達が気になる子どもがライフステージに対応した適切な支援を受けることができるよう関係機関の一層の連携が求められています。

方向性

- ライフステージに応じた各種健診や健康相談等を通じて、市民の生活習慣の改善を促進し、障害の原因となる疾病等の予防に努めます。
- 発達が気になる子どもを持つ親への発達障害の正しい理解を促すとともに、医療、保健、福祉、教育など様々な機関の連携のもとに乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した親と子どもの支援に努めます。

◆主な取組

取組名	乳幼児期からの生活習慣病の発症及び重症化の予防	担当課	健康増進課
内容	生活習慣病を予防するため、乳幼児期から基本的な生活習慣を身に付けることができる「食育」の取組みを推進します。 また、脳血管疾患、心疾患及び腎不全等の合併症に起因する障害の防止を図るため、市民が自らの健康把握ができる機会を確保するとともに、生活習慣の改善に向けた継続的な支援に努めます。		
取組名	親への早期支援	担当課	健康増進課
内容	親の育児不安などの軽減を図るため、子どもの発達特性への「気づき」を促し、その特性に合わせたかかわりができるよう支援します。 また、子どもの療育が必要な場合は、児童発達支援等の専門的な療育や相談の場等につなげていきます。		

取組名	医療、保健、福祉、教育の一貫した支援体制の強化	担当課	子ども子育て課 健康増進課 福祉課 教育委員会
内容	子どもの発達状況や特性等に応じた適切な療育、教育支援及び相談支援の提供など、医療、保健、福祉、教育などの相互の連携を一層深め、乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援に努めます。 また、早期発見につながるよう相談体制における連携強化を図ります。		
取組名	専門機関との連携強化	担当課	福祉課
内容	発達障害の専門的な相談機関である「ひょうご発達障害者支援センター（クローバー）」と連携し、地域における相談支援体制の充実を図ります。		

分野7 雇用・就業等の支援



1. 雇用・就業への支援

◆現状・課題◆

① 企業等に対する障害者理解の促進

- 障害者が働きやすい環境を整えるためには、職場における障害者の理解を促進するとともに、障害者に対する誤解や偏見等を解消する必要があります。
- 企業等の障害者雇用を促進するためには、事業主に対して、各種制度の一層の周知を図る必要があります。
- 近年、全国では、農業分野における人材不足に対応するため、農業と福祉の連携による就労の場の創出を図っています。



方向性

- 企業等に対して、障害者雇用に関する広報・啓発や各種制度の情報提供等を進め、障害者のニーズにあった職場の開拓に努めます。

② 就労に関する支援体制の充実

- 障害者が円滑に就労するためには、様々な機関による就労支援が必要です。
- 就労に向けた訓練、就職活動への支援、職場定着及び就労中の相談援助など、それぞれの段階において適切に支援を受けることができる体制が求められています。
- 「ハローワーク」や「淡路障害者就業・生活支援センター」（以下「就業・生活支援センター」という。）等の就労に関する専門機関との連携のもと、就労支援の一層の充実を図る必要があります。



方向性

- 働く意欲のある障害者が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう障害者本人やその家族等に対して、就業・生活支援センター等の専門機関の周知を図るとともに、障害者の就労に向けた知識や能力の向上等のために就労系福祉サービスの利用を促進します。

③ 職場の定着支援

- 障害者が安定して働き続けるためには、生活や健康に関する相談等ができる環境が必要です。
- 就労後も継続して相談できる支援体制の充実や働く障害者同士等が気軽に集い、情報交換ができる場の確保が求められています。

方向性

- ハローワークや就業・生活支援センター等と連携し、働く障害者の集える場と気軽に相談できる機会を確保し、職場定着の支援に努めます。

◆主な取組

取組名	事業主への広報・啓発及び情報提供の充実	担当課	福祉課
内容	自立支援協議会での研修や関係機関等との連携を通じ、事業主への障害者理解の促進を図るとともに、トライアル雇用やジョブコーチの活用等、各種制度の広報・啓発に努めます。		
取組名	障害者本人や家族等への広報・啓発及び情報提供の充実	担当課	福祉課
内容	障害者本人、家族及び関係者に対して、労働施策、福祉サービス及び就業・生活支援センターなどの周知を図ります。		
取組名	職場実習の受入	担当課	総務課 (福祉課)
内容	あわじ特別支援学校在校生等の就労に向けた実習の場として、市や各事業所等での受入れを推進します。		
取組名	特別支援学校との連携	担当課	福祉課
内容	あわじ特別支援学校と共に生徒の就労等に向けた取組みについて情報共有し、生徒の幅広い進路選択に対応できるよう支援します。		
取組名	授産品の販売場所・機会の確保	担当課	総務課
内容	障害福祉サービス事業所等で製造する授産品について、その販売を促進するため、市庁舎内において臨時的な販売場所や機会等を提供します。		
取組名	市における障害者雇用の推進	担当課	総務課
内容	雇用者として、法定の障害者雇用率を遵守し、計画的な障害者雇用に努めるとともに、職員採用の募集段階において、障害者が応募しやすい方法を検討します。		

取組名	障害者雇用に関する啓発	担当課	福祉課
内容	障害者雇用支援月間や法定雇用率等について、市広報紙等を通じた広報・啓発に努め、障害者雇用の促進を図ります。		
取組名	職場定着支援の充実と関係機関との連携強化	担当課	福祉課
内容	障害者の金銭管理、健康管理、その他日常生活に関する相談援助について、相談支援事業所や就業・生活支援センター等との連携を強化します。		
取組名	福祉的就労の場の充実	担当課	福祉課
内容	障害者の一般就労に向けた訓練の場や一般就労が困難な障害者の就労機会の場等を確保するため、社会福祉法人等の事業者に対して、就労継続支援事業等への参入や事業の拡大等を促進します。		
取組名	障害者就労施設等からの物品等調達推進	担当課	福祉課
内容	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等が提供する物品及びサービスの優先調達を推進します。		

2. 経済的自立への支援

◆現状・課題◆

- 公的年金をはじめとする障害者に対する経済的な保障は、障害者の安定した生活を実現するために重要な役割を果たしています。
- 障害者本人の生活基盤を固める一方で、介助者である家族などへの経済的負担の軽減にもつながるため、様々な機会を捉え、適切な方法により制度内容の周知を図る必要があります。
- 障害者の経済的自立に向け、金銭管理などの支援の充実が求められています。

方向性

- 障害者の経済的保障に関連する各種制度について、受給資格をもつ障害者が制度に関する情報を的確に取得できるよう周知を図るとともに、適切な利用を促進します。

◆主な取組

取組名	公的年金制度の周知	担当課	保険医療課
内容	障害基礎年金等の公的年金制度について、障害者の制度理解を促進するため、広報紙等を通じた周知を図ります。		
取組名	公的手当の給付	担当課	福祉課
内容	受給要件を満たす障害者を対象として支給する特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当について、障害者手帳交付などの際に「福祉のあらし」を配付し、制度の周知を図ります。		
取組名	各種制度の周知	担当課	子ども子育て課 福祉課
内容	税の減免制度、有料道路やバス等の料金割引制度をはじめ各種制度の周知と利用促進に努めます。		
取組名	生活福祉資金貸付事業の周知	担当課	福祉課
内容	社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の周知を図ります。		
取組名	日常生活自立支援事業の周知	担当課	福祉課 介護福祉課
内容	社会福祉協議会が行う障害者等への金銭管理サービス等の制度について周知を図ります。		

分野8 教育、文化芸術活動・スポーツ等の充実



1. インクルーシブ教育システムの構築

◆現状・課題◆

- 学校教育においては、障害の有無にかかわらず、誰もが互いの個性を尊重し合いながら共に学び、支え合う教育環境を整えることが重要です。
- 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育ニーズに対応した細やかな支援とともに、特別支援教育のさらなる充実が必要となります。
- 教育的支援を一層強固なものにするため、保護者等への相談機能の一層の充実を図るほか、特別な支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活が送れるよう学校施設へのバリアフリー化が求められています。



方向性

- 特別な支援を必要とする児童生徒が適切な支援のもとに教育を受けることができるよう教育相談や特別支援教育等の充実を図るとともに、すべての児童生徒が共に学ぶことができる教育システムを整えます。

◆主な取組

取組名	就学前の特別な支援を必要とする幼児の受入	担当課	教育委員会 子ども子育て課
内容	特別な支援を必要とする幼児を可能な限り地域の幼稚園や認定こども園等で受入れ、一般の園児と遊びや生活等を共にする幼児教育を推進します。		
取組名	就学指導・教育相談の充実	担当課	教育委員会 子ども子育て課
内容	児童生徒の発達や特性等に対応した教育を提供するため、就学指導の充実を図ります。 また、特別な支援を必要とする児童生徒を持つ保護者や学校関係者等の悩みに対応するため、教育相談を継続実施します。		
取組名	特別支援教育の充実	担当課	教育委員会
内容	普通学級における教育だけでは能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒に対して、特別支援学級や通級指導教室等において一人ひとりの特性に対応した教育を行います。 また、個別の指導計画や教育支援計画等を作成し、児童生徒の個々の特性に対応した指導に努めます。		

取組名	スクールアシスタント・介助員の配置	担当課	教育委員会
内容	通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して、スクールアシスタントや介助員等を配置し、一人ひとりの特性に対応した指導に努めます。		
取組名	教職員の専門性の向上	担当課	教育委員会
内容	特別支援教育に関する教職員の専門性の確保や指導力の向上等を図るため、小・中学校の教職員への研修の充実を図ります。		
取組名	共生教育の充実	担当課	教育委員会
内容	特別な支援を必要とする児童生徒と同年代の児童生徒が共に学ぶことができるよう交流や共同学習の機会等を確保します。 また、特別支援学校と普通学校の児童生徒の交流を進めるなど、障害に対する児童生徒の理解を促進します。		
取組名	学校施設のバリアフリー化	担当課	教育委員会
内容	特別な支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう学校施設の整備内容を検討し、必要な改修を行うなど、バリアフリー化を推進します。		

2. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

◆現状・課題◆

- 障害者が文化芸術やスポーツ活動等に参加することは、障害者自らの生きがいや健康づくり等につながるとともに、障害者と障害のない人が互いに交流し、理解を深め合うことも期待されます。
- 障害者の社会参加の機会はまだまだ限られており、より多くの障害者が文化芸術やスポーツ活動等に参加できる環境を整える必要があります。
- 2021年には、オリンピック・パラリンピックが東京で開催され、障害のある人のスポーツに対する意欲喚起につながり、機運が高まることが予測されます。

方向性

- 障害者が様々な文化芸術やスポーツ活動等に親しみながら参加できるよう活動機会の確保に努めるとともに、これらの活動を通じた障害者の地域間交流を促進します。

◆主な取組

取組名	スポーツ・レクリエーション活動の振興	担当課	教育委員会 福祉課
内容	障害者と障害のない人や障害者とボランティア等との交流を目的としたスポーツやレクリエーション活動等に参加できる機会づくりに努めます。		
取組名	スポーツ・レクリエーション施設の充実	担当課	教育委員会
内容	体育館、プール及びグラウンドなどの市スポーツ施設について、障害者が利用しやすい環境づくりに努めます。		
取組名	文化芸術活動への支援	担当課	教育委員会
内容	障害者が積極的に文化芸術活動を行えるよう創作作品の出品や展示等の機会の確保に努めます。		
取組名	交流活動の促進	担当課	福祉課
内容	社会福祉協議会が行う「交流サロン」や「つながりスポーツ」等の活動の場を積極的に広報し、障害者の社会参加を促進します。また、交流活動を促進するため、社会福祉協議会にて、「ボッチャ」「囲碁ボール」の貸し出しを行います。		
取組名	生涯学習の推進	担当課	教育委員会
内容	視覚障害者を対象とした「青い鳥学級」、聴覚障害者を対象とした「くすの木学級」を継続開催し、生涯を通じた学習と地域交流の機会を確保します。		

第3部 障害福祉計画
障害児福祉計画

第1章 令和5年度の数値目標



1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈国の基本指針〉

地域移行者

○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

施設入所者数の削減

○令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

◆福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

項目		数値	内容
実績	施設入所者数 (令和元年度末)	62 人	令和元年度末時点の施設入所者数。
目標	地域移行者数 (令和5年度末)	4 人	令和元年度末時点の施設入所者数の6%が地域生活へ移行する。
	施設入所者数の削減 (令和5年度末)	61 人	令和元年度末時点の施設入所者数を1.6%削減する。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈国の基本指針〉

地域での平均生活日数

○精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

精神病床の長期入院患者数

○令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。

精神病床の早期退院率

○入院中の精神障害者の退院に関する目標値を掲げる。入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上とすることを基本とする。

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築目標

項目		数値	内容
実績	協議の場の設置	未設置	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
	協議の場の設置	設置	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
目標	協議の場の設置	設置	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
	協議の場の開催回数	1 回	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数。

3. 地域生活支援拠点等の整備

〈国の基本指針〉

地域生活支援拠点等の充実

○令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

◆地域生活支援拠点等有する機能の充実目標

項目		数値	内容
実績	地域生活支援拠点等の確保 (令和元年度末)	1 箇所	各市町村又は各圏域における地域生活支援拠点等の確保の状況。
	地域生活支援拠点等の充実 (令和元年度末)	0 回	地域生活支援拠点等の年 1 回以上の運用状況の検証及び検討の状況。
目標	地域生活支援拠点等の確保 (令和5年度末)	1 箇所	令和 5 年度末までに市内又は淡路圏域に 1 箇所確保する。
	地域生活支援拠点等の充実 (令和5年度末)	1 回	令和 5 年度末までに地域生活支援拠点等において、年 1 回以上運用状況の検証及び検討を実施する。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

〈国の基本指針〉

一般就労への移行者数

○令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上が令和 5 年度中に一般就労に移行することを基本とする。

〈就労移行支援事業〉：令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。

〈就労継続支援 A 型事業〉：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上とすることを基本とする。

〈就労継続支援 B 型事業〉：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業利用者

○令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率

○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

◆福祉施設から一般就労への移行等目標

	項目	数値	内容
実績	一般就労への移行者数 (令和元年度)	13 人	令和元年度の一般就労への移行実績。
	就労移行支援事業 (令和元年度)	8 人	令和元年度の一般就労への移行実績。
	就労継続支援A型事業 (令和元年度)	2 人	令和元年度の一般就労への移行実績。
	就労継続支援B型事業 (令和元年度)	3 人	令和元年度の一般就労への移行実績。
	就労定着支援事業 利用者 (令和元年度)	7 人	令和元年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者。
	就労定着支援事業の 就労定着率 (令和元年度)	54%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合。
目標	一般就労への移行者数 (令和5年度)	16 人	令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍が一般就労に移行する。
	就労移行支援事業 (令和5年度)	10 人	令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍が一般就労に移行する。
	就労継続支援A型事業 (令和5年度)	2 人	令和元年度の一般就労への移行実績の 1.26 倍が一般就労に移行する。
	就労継続支援B型事業 (令和5年度)	4 人	令和元年度の一般就労への移行実績の 1.23 倍が一般就労に移行する。
	就労定着支援事業 利用者 (令和5年度)	11 人	令和元年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合を 70%増加させる。
	就労定着支援事業の 就労定着率 (令和5年度)	91%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合を 70%増加させる。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

〈国の基本指針〉

児童発達支援センターの設置

○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

保育所等訪問支援の実施

○令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

発達障害に対する支援

○発達障害のある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法等を身に付け、適切な対応ができるよう、発達障害のある人及びその家族等に対する支援体制を確保する。

◆障害児支援の提供体制の整備等目標

項目		数値
実績 (令和元年度末)	児童発達支援センターの設置	0 箇所
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	未構築
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	0 箇所
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備	0 箇所
	重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の整備	0 箇所
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置
目標 (令和5年度末)	児童発達支援センターの設置	1 箇所
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 構築
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	1 箇所
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備	1 箇所
	重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の整備	1 箇所
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置

◆活動目標

	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	-	-	-	0	0	1
ペアレントメンターの人数	-	-	-	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	-	-	-	0	0	1

6. 相談支援体制の充実・強化等(新規項目)

〈国の基本指針〉

相談支援体制の充実・強化等

○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

◆相談支援体制の充実・強化等目標

項目		数値	内容
目標	基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 (令和5年度末)	確保	各市町村又は各圏域における総合的・専門的な相談機関の設置。
	総合的・専門的な相談支援の実施 (令和5年度末)	有	総合的・専門的な相談支援体制強化に向けた相談支援の実施。
	訪問等による専門的な指導・助言 (令和5年度末)	1 件	地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言を行う。
	相談支援事業者の人材育成の支援 (令和5年度末)	1 件	地域の相談支援事業者の人材育成を目的とした支援の実施。
	相談機関との連携強化の取組の実施 (令和5年度末)	1 回	地域の相談機関との連携強化の取組の実施。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組(新規項目)

〈国の基本指針〉

障害福祉サービス等の質の向上

○令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

◆障害福祉サービス等の質の向上に向けた目標

項目		数値	内容
目標	障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制確保 (令和5年度末)	有	障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の確保に努める。

第2章 障害福祉サービスの見込量



1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護(ホームヘルプ)

〈サービスの内容〉

○ホームヘルパーが障害者の居宅を訪問して、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の実績見込みを基準に推計しています。
- ・施設入所者や精神障害者等の地域生活移行後の定着支援をはじめ、ニーズの高いサービスであるため、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。
- ・ヘルパーの質の向上を図るとともに、職場定着を支援するため、自立支援協議会等において研修を実施します。

サービス利用対象者

障害支援区分1以上の人を対象とします。

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	時間／月	1,243	1,275	1,433	1,264	1,321	1,377
	実績値	時間／月	979	1,020	1,097			
	達成率	%	78.8	80.0	76.6			
実利用者	計画値	人／月	78	80	89	89	93	97
	実績値	人／月	69	74	81			
	達成率	%	88.5	92.5	91.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	7	7	9	9	9	9

(2)重度訪問介護

〈サービスの内容〉

○重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障害者（児）又は重度の知的・精神障害により行動上著しい困難がある人が、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護等を総合的に受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

・これまでサービスの利用実績がないものは、サービス提供の必要のある利用者を見込み、見込量を設定しています。

サービス利用対象者

重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障害者又は重度の知的・精神障害により行動上著しい困難を有する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

〔肢体不自由者の要件〕

- ①障害支援区分4以上の人
- ②二肢以上に麻痺等がある人
- ③障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外の認定がされている人

〔知的・精神障害者の要件〕

- ①障害支援区分4以上の人
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	時間／月	35	35	35	0	0	5
	実績値	時間／月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			
実利用者	計画値	人／月	1	1	1	0	0	1
	実績値	人／月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	5	5	6	6	6	6

(3)同行援護

〈サービスの内容〉

○視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排泄・食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・同行援護については介助者に資格が必要であるため、関係団体と連携のもとサービス提供事業所に対して、養成研修等への参加を促し、人材の確保に努めます。

サービス利用対象者

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者で、外出時の移動において情報の提供や援護等を必要とする人を対象とします。

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	時間／月	306	353	407	386	402	410
	実績値	時間／月	354	339	254			
	達成率	%	115.7	96.0	62.4			
実利用者	計画値	人／月	20	23	26	26	26	26
	実績値	人／月	22	27	22			
	達成率	%	110.0	117.4	84.6			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	3	3	3	3	3	3

(4)行動援護

〈サービスの内容〉

○知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数は令和2年度の見込みを基準にしており、市内事業所が1箇所ということもあり、横ばいに推移する見込み量を設定しています。
- ・在宅で生活する知的障害者や精神障害者等にとって必要なサービスとなります。サービスの利用対象者の制度の周知を図ります。

サービス利用対象者

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

- ①障害支援区分3以上の人
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	時間／月	8	8	12	12	12	12
	実績値	時間／月	12	6	7			
	達成率	%	150.0	75.0	58.3			
実利用者	計画値	人／月	2	2	3	3	3	3
	実績値	人／月	3	1	2			
	達成率	%	150.0	50.0	66.7			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	1	1	1	1	1	1

(5) 重度障害者等包括支援

〈サービスの内容〉

○常時介護の必要性が著しく高い人が、居宅介護など複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・サービス利用者がいないものと見込んでいます。

サービス利用対象者

障害支援区分6に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人を対象とします。

- ①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者（筋萎縮性側索硬化症（ALS）など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者又は最重度の知的障害者）
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	時間／月	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間／月	0	0	0			
	達成率	%	-	-	-			
実利用者	計画値	人／月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人／月	0	0	0			
	達成率	%	-	-	-			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	0	0	0	0	0	0

2. 日中活動系サービス

(1)短期入所(ショートステイ)

〈サービスの内容〉

○居宅において、介護をする人が病気その他の理由により介護を行えない場合などの際に、短期間、夜間も含めて障害者支援施設等で入浴、排泄及び食事の介護等が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・障害者（児）の保護者等の事情による利用に加え、近年増加傾向にある災害時や虐待事案における一時保護施設としての利用が求められます。

サービス利用対象者

〔福祉型〕

障害支援区分1以上である人

〔医療型〕

以下に該当する人を対象とします。

- ①遷延性意識障害のある人
- ②筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障害のある人等

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	時間／月	162	205	260	181	181	181
	実績値	時間／月	127	150	124			
	達成率	%	78.4	73.2	47.7			
実利用者	計画値	人／月	25	32	40	20	21	22
	実績値	人／月	17	19	18			
	達成率	%	68.0	59.4	45.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	4	4	5	5	5	5

(2)生活介護

〈サービスの内容〉

○常に介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設等で入浴、排泄及び食事等の介護を提供するとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・障害者の地域における日中活動の場として不可欠なサービスです。特に、重度障害者の特性に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の充実を図ります。

サービス利用対象者

地域や入所施設等において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者で次に掲げる人を対象とします。

- ①障害支援区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上の人
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	時間／月	3,030	3,137	3,247	3,286	3,325	3,364
	実績値	時間／月	3,039	2,976	3,096			
	達成率	%	100.3	94.9	95.3			
実利用者	計画値	人／月	156	162	167	167	167	167
	実績値	人／月	161	157	162			
	達成率	%	103.2	96.9	97.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	5	5	6	6	6	6

(3) 自立訓練(機能訓練)

〈サービスの内容〉

○常に介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設等で入浴、排泄及び食事等の介護を提供するとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・淡路圏域内にサービス提供事業所がないため、圏域外の事業所の利用など、広域的な対応により必要なサービスを確保します。

サービス利用対象者

地域生活を営むうえで必要な身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者を対象とします。

- ①入所施設、病院を退所、退院した人であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持、回復等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	時間／月	15	15	15	21	21	21
	実績値	時間／月	20	21	20			
	達成率	%	133.3	140.0	100.0			
実利用者	計画値	人／月	1	1	1	1	1	1
	実績値	人／月	1	1	1			
	達成率	%	100.0	100.0	100.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	0	0	0	0	0	0

(4) 自立訓練(生活訓練)

〈サービスの内容〉

○自立した日常生活や社会生活等ができるよう、一定の期間、食事や家事等の日常生活能力の向上のための訓練、日常生活上の支援等が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者の継続利用を踏まえた見込量の推計をしています。
- ・知的障害者や精神障害者等の生活能力の維持、向上等のために必要なサービスであり、サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

地域生活を営むうえで必要な生活能力の維持、向上等のため、以下に該当する一定の支援が必要な知的障害者及び精神障害者を対象とします。

- ①入所施設や病院等を退所、退院した人であって、地域生活への移行を図るうえで生活能力の維持、向上等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営むうえで、生活能力の維持、向上等の支援が必要な人

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	時間／月	401	401	401	312	324	336
	実績値	時間／月	260	297	261			
	達成率	%	64.8	74.1	65.1			
実利用者	計画値	人／月	31	31	31	26	27	28
	実績値	人／月	21	25	27			
	達成率	%	67.7	80.6	87.1			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	2	2	2	1	1	1

(5)就労移行支援

〈サービスの内容〉

○一般就労を希望している人の中で、適性にあった職場への就労等が見込まれる人に対して、知識・能力の向上、実習、職場探しなど、サービス提供事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業です。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・制度の周知を図るとともに、サービス利用希望に対応できる量的及び質的確保に努めます。

サービス利用対象者

一般就労等を希望し、知識や能力等の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の障害者を対象とします。

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	人日／月	133	136	144	144	144	144
	実績値	人日／月	112	81	80			
	達成率	%	84.2	59.6	55.5			
実利用者	計画値	人／月	11	11	12	12	12	12
	実績値	人／月	9	9	9			
	達成率	%	81.8	81.8	75.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	2	2	2	1	1	1

(6)就労継続支援 A 型

〈サービスの内容〉

○一般企業等での就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・雇用契約に基づく安定した収入の確保が期待できる事業です。市内には、サービス提供事業所がないため、障害者が身近に通える地域における事業所の参入を促します。

サービス利用対象者

企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害者（利用開始時65歳未満の人）を対象とします。

- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	人日／月	364	400	440	0	40	60
	実績値	人日／月	205	97	0			
	達成率	%	56.3	24.2	2.3			
実利用者	計画値	人／月	18	20	21	0	2	3
	実績値	人／月	11	5	0			
	達成率	%	61.1	25.0	14.3			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	0	0	0	0	0	0

(7)就労継続支援 B 型

〈サービスの内容〉

○一般企業等での就労が困難な障害者に、通所により就労や生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力等が高まった人に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・福祉的就労の場としての利用の多いサービスであり、今後も一定の利用者が見込まれます。多様なサービス提供形態を含め、新規事業所の参入や既存事業所の定員増等を促します。

サービス利用対象者

就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持等が期待される障害者を対象とします。

- ①就労経験がある人で、年齢や体力等の面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ②就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業（B型）の利用が適当と判断された人
- ③上記①、②に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金1級の受給者

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用 時間	計画値	人日／月	1,279	1,317	1,357	1,373	1,389	1,405
	実績値	人日／月	1,135	1,259	1361			
	達成率	%	88.7	95.6	100.7			
実利用者	計画値	人／月	80	83	85	96	100	104
	実績値	人／月	76	84	92			
	達成率	%	95.0	98.8	108.2			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	7	7	7	8	8	8

(8)就労定着支援

〈サービスの内容〉

○就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにとりまう課題解決にむけて必要となる支援等を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・サービス利用対象者に制度の周知を図るとともに、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。

サービス利用対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者を対象としています。

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	計画値	人／月	2	4	6	8	10	12
	実績値	人／月	1	4	7			
	達成率	%	100.0	100.0	116.7			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	0	0	0	1	1	1

(9)療養介護

〈サービスの内容〉

○医療と常時介護を必要とする人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話などを支援するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基礎として今後の利用者を推計しています。
- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）、筋ジストロフィー患者、重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であるため、淡路圏域内の事業所の新設は難しく、圏域外のサービス提供事業所の情報収集と利用調整に努めます。

サービス利用対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者で、次に掲げる人を対象とします。

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人
- ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で、障害支援区分5以上の人
- ③平成24年3月31日時点において重症心身障害児施設に入所していた人又は改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた人であって、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	計画値	人/月	3	3	3	3	3	3
	実績値	人/月	2	2	2			
	達成率	%	66.7	66.7	66.7			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	0	0	0	0	0	0

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助

〈サービスの内容〉

○障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃等に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時対応するサービスです。

◆今後のサービス見込みと確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・サービスの利用対象者に制度の周知を図るとともに、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。

サービス利用対象者

AかつBを対象者とします。

A：定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者

B：居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者

※具体的な対象者

- ①障害者支援施設等の退所者、グループホームの退去者、精神科病院等の医療機関を退院した者であって、障害に起因する疾病等により入院していた者※退院から3カ月以内のものに限る
- ②現に「障害、疾病等を有する家族との同居」している者であって、単身生活をしようとする者
- ③その他自立生活援助の利用により、自立した日常生活又は、社会生活を営むことが可能と判断される者 ※②、③は現に地域生活をしている障害者

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	計画値	人／月	2	2	3	2	2	2
	実績値	人／月	1	1	3			
	達成率	%	50.0	50.0	100.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	1	1	1	1	2	2

(2) 共同生活援助(グループホーム)

〈サービスの内容〉

○夜間や休日等、共同生活を行う住居で、入浴、排泄及び食事等の介護や日常生活上等の援助が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・障害者の地域生活へ向けた訓練や生活の場等として、ニーズの増加が見込まれるため、既存事業所における定員の拡大や新規事業所等の参入を働きかけます。

サービス利用対象者

身体障害者（65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る）、知的障害者及び精神障害者を対象とします。

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	計画値	人／月	53	54	56	56	58	58
	実績値	人／月	53	55	56			
	達成率	%	100.0	101.9	100.0			
定員数	計画値	人／月	112	112	112	112	112	112
	実績値	人／月	110	110	110			
	達成率	%	98.2	98.2	98.2			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	4	4	5	9	9	9

(3)施設入所支援

〈サービスの内容〉

○施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。

サービス利用対象者

以下に該当する人を対象とします。

- ①生活介護利用者であって、障害支援区分4（50歳以上の人の場合は、区分3）以上である人
- ②自立訓練又は就労移行支援の利用者で、地域の社会資源の状況等により、通所によって訓練等を受けることが困難である人

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	計画値	人／月	57	57	57	66	62	61
	実績値	人／月	62	62	68			
	達成率	%	108.8	108.8	119.3			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	2	2	2	2	2	2

(4)相談支援

①計画相談支援

〈サービスの内容〉

○指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用する人について、心身の状態や置かれている環境等、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・障害者の重度化、高齢化に伴い、今後、相談支援の役割は重要なものとなります。法制度の改正に的確に対応できる相談支援体制を整えるため、自立支援協議会において、相談支援専門員の質的向上などの人材育成を支援します。

サービス利用対象者

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての人を対象とします。

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	計画値	人／年	443	449	456	460	463	466
	実績値	人／年	459	479	482			
	達成率	%	103.6	106.7	105.7			
実利用者	計画値	人／月	82	83	84	120	154	157
	実績値	人／月	98	126	148			
	達成率	%	119.5	151.8	176.2			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	8	8	7	8	9	9

②地域移行支援

〈サービスの内容〉

○障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設・矯正施設等に入所している障害者に対して、関係機関が協力して地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基礎として今後の利用者を推計しています。
- ・県が指定する指定一般相談支援事業者と連携し、施設入所者や退院可能な精神障害者等が地域生活へ移行できる体制を確保します。
- ・相談支援専門員の質的向上などの人材育成を支援します。

サービス利用対象者

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象とします。

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	計画値	人／月	4	4	4	4	4	4
	実績値	人／月	3	1	2			
	達成率	%	75.0	25.0	50.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	4	4	4	4	4	4

③地域定着支援

〈サービスの内容〉

○居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基礎として今後の利用者を推計しています。
- ・県が指定する指定一般相談支援事業者と連携し、障害者が安定した地域生活を送れるよう、支援体制を確保します。
- ・相談支援専門員の質的向上などの人材育成を支援します。

サービス利用対象者

居宅において単身で生活する人や同居している家族等による支援を受けられない人を対象とします。

◆実績と見込み

		単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者	計画値	人／月	16	18	20	20	20	20
	実績値	人／月	13	12	14			
	達成率	%	81.3	66.7	70.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	3	3	3	3	3	3

第3章 地域生活支援事業の見込量



地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となり、地域の実情や利用者の状況等に応じて実施する事業です。生活上の相談、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施することとされています。一方で、市町村及び都道府県の判断により、障害者の自立した生活に必要な「任意事業」を実施できるようになっています。

◆必須事業◆

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
 - 障害者相談支援事業
 - 基幹相談支援センター
 - 市町村相談支援機能強化事業
 - 住宅入居等支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
 - 手話通訳者派遣事業
 - 要約筆記者派遣事業
 - 手話通訳者設置事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター機能強化事業

◆任意事業◆

- (1) 日常生活支援
 - ①訪問入浴サービス事業
 - ②日中一時支援事業
- (2) 社会参加支援
 - ①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
 - ②声の広報等発行事業
 - ③自動車運転免許取得・改造助成事業

1. 必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

〈サービスの内容〉

○障害者が日常生活等を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者の理解を深めるための研修等を行う事業です。

◆実績と見込み

	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

(2)自発的活動支援事業

〈サービスの内容〉

○障害者が自立した日常生活等を営むことができるよう、障害者、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組みを支援する事業です。

◆実績と見込み

	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3)相談支援事業

〈サービスの内容〉

障害者相談支援事業

○障害者の福祉に関する様々な問題について障害者からの相談に応じ、情報の提供や助言等をはじめ障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

基幹相談支援センター

○総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度、虐待防止の相談）、人材育成と地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。

市町村相談支援機能強化事業

○相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員を配置するものです。

住宅入居等支援事業

○賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援するものです。

◆実績と見込み

障害者相談支援事業	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込箇所数	箇所	5	4	5	5	5	5

基幹相談支援センター	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	無	有	有	有	有	有

市町村相談支援機能強化事業	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

住宅入居等支援事業	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

〈サービスの内容〉

○成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する事業です。

◆実績と見込み

	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者見込者数	人	0	0	1	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

〈サービスの内容〉

○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援する事業です。

◆実績と見込み

	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	無	無	有	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

〈サービスの内容〉

○聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳等の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

◆実績と見込み

手話通訳者派遣 要約筆記者派遣 事業	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者見込者数	人	90	148	152	156	162	168

手話通訳者設置 事業	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実設置見込者数	人	2	2	2	2	2	2

(7)日常生活用具給付等事業

〈サービスの内容〉

○重度障害者等に対し、日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図る事業です。

具体的な種目	種目の内容
介護・訓練支援用具	障害者の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障害者の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障害者の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障害者の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具	手すりの取付け、床段差の解消等の障害者の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

◆実績と見込み

	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	3	0	9	9	9	9
自立生活支援用具	件	4	9	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	件	13	12	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	10	7	15	15	15	15
排泄管理支援用具	件	1,006	1,102	1,070	1,070	1,070	1,070
居宅生活動作補助用具	件	0	3	2	2	2	2

(8)手話奉仕員養成研修事業

〈サービスの内容〉

○聴覚障害者との交流活動の促進や支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成する事業です。

◆実績と見込み

	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実養成講習修了 見込み者数 (登録見込み者数)	人	11	18	0※	18	18	18

※令和2年実績見込みについては、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

(9)移動支援事業

〈サービスの内容〉

○一人で外出するのが困難な障害者の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行う事業です。

◆実績と見込み

	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込者数	人／年	21	13	12	24	24	24
延利用見込時間数	時間／年	708	870	518	550	550	550

(10)地域活動支援センター機能強化事業

〈サービスの内容〉

○障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障害者に対する創作的活動や生産活動等の機会の提供などを行う事業です。

◆実績と見込み

地域活動支援センター 機能強化事業 (洲本市内分)	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込箇所数	箇所	3	3	3	3	3	3
実利用見込者数	人／年	123	222	126	126	126	126

地域活動支援センター 機能強化事業 (他市町村分)	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込者数	人／年	1	1	1	1	1	1
実施見込箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1

2. 任意事業

本市が取り組むその他の地域生活支援事業の概要は以下のとおりです。

(1) 日常生活支援

① 訪問入浴サービス事業

〈サービスの内容〉

○地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

② 日中一時支援事業

〈サービスの内容〉

○障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。

(2) 社会参加支援

① スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

〈サービスの内容〉

○スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催する事業です。

② 声の広報等発行事業

〈サービスの内容〉

○文字による情報の入手が困難な視覚障害者に対して、市が発行する広報紙等を音訳により提供する事業です。

③ 自動車改造・運転免許取得助成事業

〈サービスの内容〉

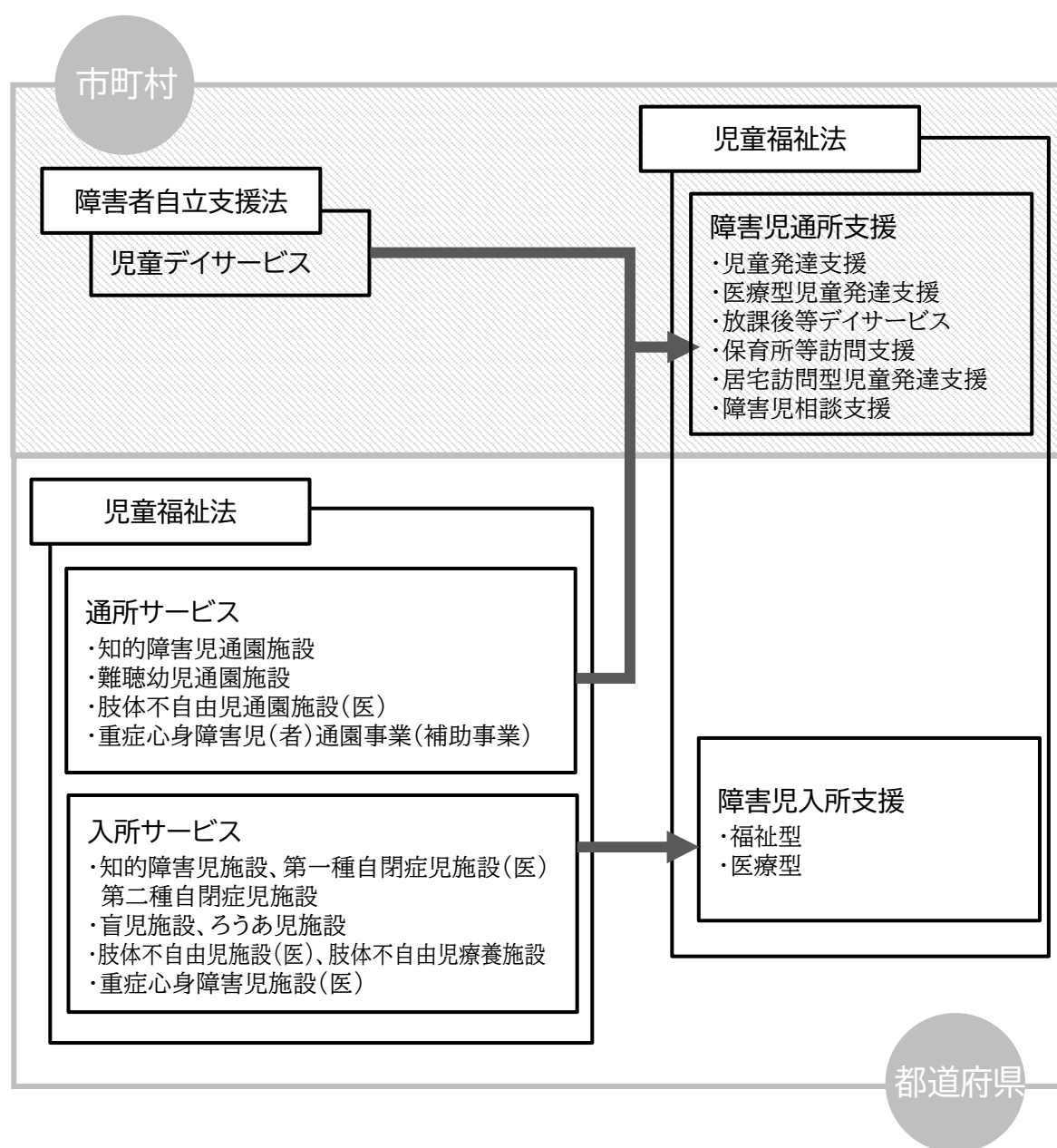
○身体障害者手帳所持者に対して、自動車の改造に要する費用の一部を、身体障害者手帳又は療育手帳所持者に対して、普通自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成する事業です。

第4章 障害児支援サービスの見込量

障害児支援サービスにあたっては、平成 24 年 4 月の改正児童福祉法を受けて、通所による支援は、市町村が実施主体となる「障害児通所支援（児童発達支援等）」に、入所による支援は、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されています。

また、平成 29 年 4 月には、放課後等デイサービス事業所に配置する人員の基準について、基準省令の一部が改正されています。

近年では、平成 30 年 4 月 1 日施行となる障害者総合支援法及び児童福祉法の改正において、「居宅訪問型児童発達支援」が新設されています。



1. 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

〈サービスの内容〉

○集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基礎として今後の利用者を推計しています。
- ・療育の必要な児童が、十分な療育支援を受けることができるようサービス提供体制の充実を図ります。

サービス利用対象者

療育の必要があると認められる未就学児を対象とします。

◆実績と見込み

		単位	第1期計画期間(実績)			第2期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	計画値	人日／月	125	126	138	140	150	150
	実績値	人日／月	141	128	134			
	達成率	%	112.8	101.6	97.1			
実利用者	計画値	人／月	38	40	42	42	42	42
	実績値	人／月	31	34	38			
	達成率	%	81.6	85.0	90.5			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	3	3	2	3	5	5

(2)医療型児童発達支援

〈サービスの内容〉

○未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・サービス利用者がいないものとして見込んでいます。
- ・サービス利用希望が生じたときに適切に提供できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児を対象とします。

◆実績と見込み

		単位	第1期計画期間(実績)			第2期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	計画値	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人日/月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			
実利用者	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	0	0	0	0	0	0

(3)放課後等デイサービス

〈サービスの内容〉

○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に就学している障害児について、学校の授業終了後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・療育の必要な児童が、十分な療育支援を受けることができるようサービス提供体制の充実に努めます。

サービス利用対象者

授業終了後や休業日等に療育が必要であると認められる就学児を対象とします。

◆実績と見込み

		単位	第1期計画期間(実績)			第2期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	計画値	人日／月	615	676	743	809	855	901
	実績値	人日／月	864	774	759			
	達成率	%	140.5	114.5	102.2			
実利用者	計画値	人／月	92	101	111	105	111	117
	実績値	人／月	98	98	99			
	達成率	%	106.5	97.0	89.2			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	6	6	4	5	6	6

(4) 保育所等訪問支援

〈サービスの内容〉

○保育所、その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基礎として今後の利用者を推計しています。
- ・市内にサービス提供事業所がないため、広域的な対応により利用調整を図りながら、サービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

保育所やその他の集団生活を営む施設等に通う児童で、その施設を訪問し、専門的な支援を受ける必要があると認められる障害児を対象としています。

◆実績と見込み

		単位	第1期計画期間(実績)			第2期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	計画値	人日／月	0	0	1	0	1	1
	実績値	人日／月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			
実利用者	計画値	人／月	0	0	1	0	1	1
	実績値	人／月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	0	0	0	0	0	0

(5)居宅訪問型児童発達支援

〈サービスの内容〉

○児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援をするサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・サービス利用者がいないものと見込んでいますが、サービスの利用希望が生じたときに適切な提供ができるようサービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

A又はBかつCを対象とします。

A：重度の障害の状態（法定事項）

B：(a) 人口呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合＝医療的ケア児

(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

C：児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児（法定事項）

◆実績と見込み

	単位	第1期計画期間(実績)			第2期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	人日／年	0	0	0	0	0	0
実利用者数	人／月	0	0	0	0	0	0
(年度末の市内の事業所数)	箇所	0	0	0	0	0	0

2. 障害児相談支援

〈サービスの内容〉

○障害児通所支援を利用する障害児について、心身の状態、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和2年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・療育の必要な児童が十分な療育支援を受けることができる相談支援体制を整えるため、自立支援協議会において、相談支援専門員の質的向上を図ります。

サービス利用対象者

障害児通所支援を利用する全ての障害児を対象とします。

◆実績と見込み

		単位	第1期計画期間(実績)			第2期計画期間(計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	計画値	人日／年	150	155	160	165	170	170
	実績値	人日／年	159	164	168			
	達成率	%	106.0	105.8	105.0			
実利用者	計画値	人／月	33	34	35	42	44	46
	実績値	人／月	36	35	42			
	達成率	%	109.1	102.9	120.0			
(年度末の市内の事業所数)		箇所	7	7	6	6	7	7

3. その他

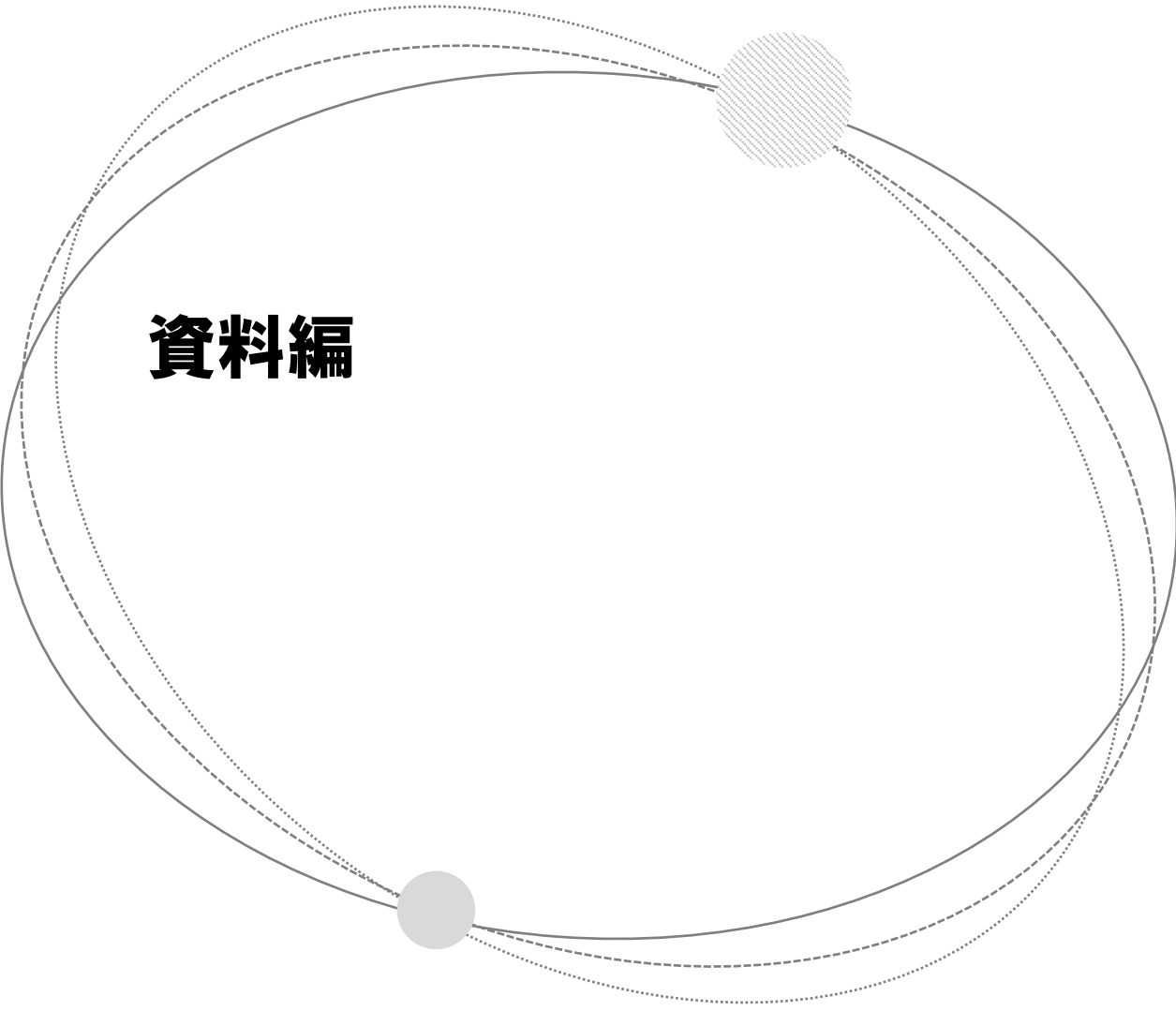
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

〈サービスの内容〉

○医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

◆実績と見込み

	単位	第1期計画期間(実績)			第2期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人	0	0	1	1	1	1

An abstract graphic consisting of three overlapping ellipses. The top ellipse is solid, the middle one is dashed, and the bottom one is dotted. Two circles are positioned on the ellipses: a hatched circle at the top right and a solid gray circle at the bottom left.

資料編

計画の策定経過

令和2年度	
令和2年 6月	第1回 洲本市障害者計画等策定委員会 ・洲本市障害者基本計画の趣旨について ・洲本市障害者基本計画策定のスケジュールについて ・市民アンケート調査の内容と実施計画について
令和2年 7月	市民アンケート調査の実施
令和2年 8月	障害福祉サービス事業所調査の実施
令和2年 10月	第2回 洲本市障害者計画等策定委員会 ・洲本市共生のまちづくりに向けた市民アンケート調査結果報告書の概要について ・第3次洲本市障害者基本計画骨子(案)及び第6期洲本市障害福祉計画骨子(案)並びに第2期洲本市障害児福祉計画骨子(案)について
	障害福祉関係団体調査の実施
令和2年 12月	第3回 洲本市障害者計画等策定委員会 ・第3次洲本市障害者基本計画(素案)及び第6期洲本市障害福祉計画(素案)並びに第2期洲本市障害児福祉計画(素案)について ・パブリックコメントについて
令和3年 1月 ～令和3年 2月	パブリックコメント実施
令和3年 2月	第4回 洲本市障害者計画等策定委員会 ・次期障害者計画等の策定に関するパブリックコメントの実施結果について ・「第3次洲本市障害者基本計画」、 「第6期洲本市障害福祉計画」、 「第2期洲本市障害児福祉計画」の計画(案)について

洲本市障害者計画等策定委員会委員名簿

区分	委員名	機関・団体所属	備考
学識経験者	阿萬田 美恵子	洲本市民生委員児童委員連合会	
福祉団体関係者	廣地 タマヘ	洲本市社会福祉協議会	副会長
保健医療関係者	木戸上 洋一	洲本市医師会	会長
障害者団体関係者	大島 清司	洲本市身体障害者福祉協会	
〃	川渕 悠子	洲本市手をつなぐ育成会	
〃	仲野 紘介	めばるの会 (洲本市精神障害者家族会)	
〃	吉川 稔	淡路聴力障害者協会	
〃	西田 雅保	兵庫県視覚障害者福祉協会 洲本支部	
〃	梶田 美樹	発達障害児の親の会 マーチ	
行政関係者	鷲見 宏	兵庫県洲本健康福祉事務所	
〃	尾山 圭	兵庫県立あわじ特別支援学校	
〃	大橋 正典	洲本市健康福祉部	
〃	山本 泰平	洲本市教育委員会	
その他市長が必要と認めた者	安東 佳代子	社会福祉法人淡鳳会 フローラすもと	
〃	深谷 利之	社会福祉法人 兵庫県社会福祉 事業団五色精光園	
〃	鎌谷 安	医療法人 新淡路病院	
〃	城田 知志	洲本市社会福祉協議会	
〃	古東 千富	医療法人 新淡路病院 淡路圏域コーディネーター	

※順不同、敬称略

洲本市障害者計画等策定委員会設置要綱

○洲本市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成18年7月1日告示第218号

改正

平成19年3月30日告示第23号

平成19年4月1日告示第25号

平成23年6月30日告示第34号

平成23年10月11日告示第48号

平成25年3月28日告示第14号

平成29年3月22日告示第14号

洲本市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定及び障害者福祉の推進について広く意見を聴取するため、洲本市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他障害者福祉の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、18人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者（第2号から第4号までに掲げる者にあつては、市の区域内に住所を有する者に限る。）のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者

- (2) 福祉団体関係者
 - (3) 保健医療関係者
 - (4) 障害者団体関係者
 - (5) 行政関係者
 - (6) その他市長が必要と認めた者
- (任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱又は任命の日から2年以内とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)

第6条 会長は、委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (委員の責務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日告示第23号）

この告示は、平成19年 3 月30日から施行する。

附 則（平成19年 4 月 1 日告示第25号）

この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 6 月30日告示第34号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月11日告示第48号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の洲本市障害者計画等策定委員会設置要綱の規定は、平成23年 8 月 5 日から適用する。

附 則（平成25年 3 月28日告示第14号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成29年 3 月22日告示第14号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分及び「市町村障害福祉計画」の次に「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画」を加える部分に限る。）は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第 1 条に規定する市町村障害児福祉計画の策定の準備に必要な意見の聴取については、附則第 1 項ただし書に規定する施行の日前においても、行うことができる。

あ行

アウトリーチ

援助を求めている人のいる場所に赴いて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

インクルーシブ教育

障害のある人となない人がともに学ぶこと。障害のある人が一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

か行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障害のある人やその家族等への総合相談や専門相談等に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズ等を表明することの困難な障害のある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ等の獲得を行うこと。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活等を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げ等による意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ行

自立支援協議会

障害のある人、ない人がともに暮らせる地域をつくるため、障害福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。

機能としては、①相談支援事業の運営評価、②困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築などが挙げられる。

成年後見制度

判断能力に不安のある成年者（認知症高齢者・知的障害のある人・精神障害のある人など）を保護するための制度。各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度がある。

た行

地域生活支援事業

障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況等に応じ、市町村、都道府県が柔軟な形態により計画的に実施する事業。

地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取組であるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障害のある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

地域包括支援センター

高齢者一人ひとりの介護予防サービスを適切に確保し、予防対策を図るとともに、要介護状態となった場合も支援できる中核機関。本市では、高齢者だけでなく、障害や児童の相談等にも応じ、適切な担当課につないでいる。

は行

発達障害

アスペルガー症候群をはじめとした広汎性発達障害、学習症障害（LD）、注意欠陥多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障害のある人等が日常生活や社会生活等を営むうえでの様々な障壁（バリア）となるものを取り除くこと。

避難行動要支援者

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦など配慮が必要な人のうち、災害等が発生、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難な支援の必要がある人。

福祉避難所

災害時に、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

福祉的就労

障害のため、働く機会が得られない障害のある人の「働く権利」を保障する場。障害福祉サービス事業所などを指すことが多い。

福祉避難所

災害時に、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

ヘルプマーク

義足や人工関節等を使用している方、内部障害や難病等の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮等を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所等が雇用すべく義務づけられた障害のある人の雇用割合。

補装具

身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて市町の区域に設置され、地域住民の相談に応じ必要な支援を行う。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが等しく使いやすいように配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービス等の提供を進め、誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方。

ら行

ライフステージ

人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期等に区切った、それぞれの段階。

リハビリテーション

障害のある人の身体・精神を社会環境に適応するため訓練を行うことだけでなく、障害のある人の周囲の環境や社会等を変えることで、再び社会参加できることを保障しようとする考え方。

【ユニバーサルデザインの推進】

本計画は、ユニバーサルデザインを推進するため、本文フォントはユニバーサルフォントを中心に構成しています。尚、一部の表記はユニバーサルフォントに当たらないものも使用しています。

第3次洲本市障害者基本計画

- ・第6期洲本市障害福祉計画
- ・第2期洲本市障害児福祉計画

発行年月：令和3年 3月

発行：洲本市 健康福祉部 福祉課

〒656－8686

兵庫県洲本市本町三丁目4番 10 号

TEL 0799-22-3321(代表)

FAX 0799-22-1690